

札幌市の「相談支援」 と「協議会」

1. 制度の変遷と相談支援事業
2. 札幌市の相談支援体制
3. 札幌市の協議会

2026/7/3

「人材育成」と「スキルアップ」研修 新任職員研修

さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

林 健一



さっぽろ地域づくりネットワーク 「ワン・オール」

「ワン・オール」は、札幌市の、

基幹相談支援センター

です。

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法【通称】第77条の2に規定されている施設です。

「ワン・オール」は、札幌市障がい者相談支援事業実施要綱の第9条（機能強化）に設けられた、基幹相談支援センター運営業務に基づいて実施されます。

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

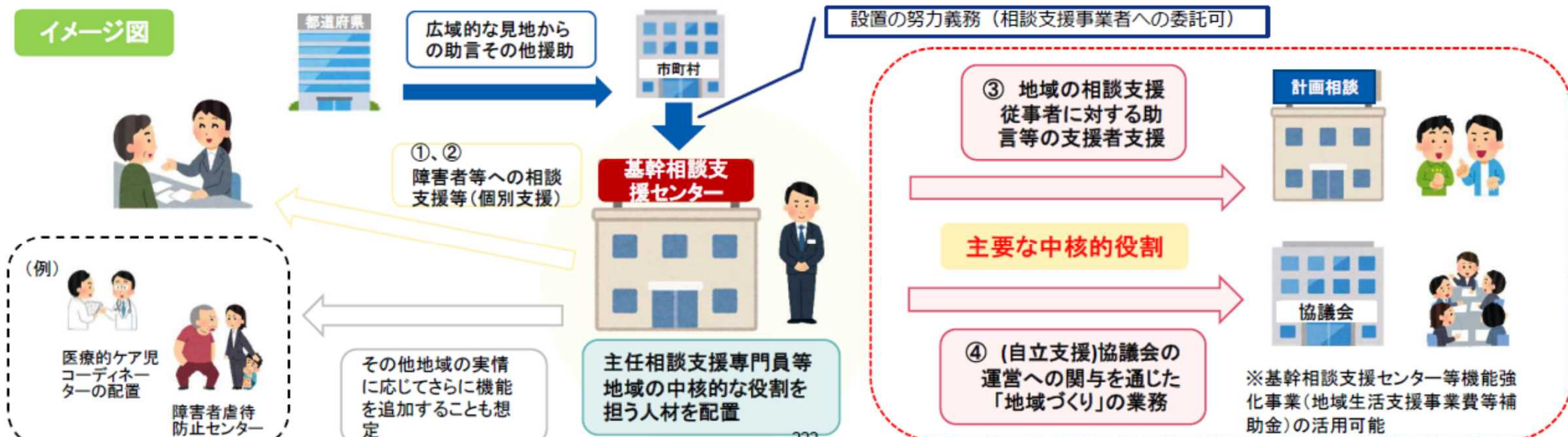
※令和6年4月1日施行

関連資料2

- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) **新**
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
 - **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
 - 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
 - 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)
- ※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項) **新**

③④が主要な
「中核的な役割」

イメージ図



基幹相談支援センター 札幌市の場合

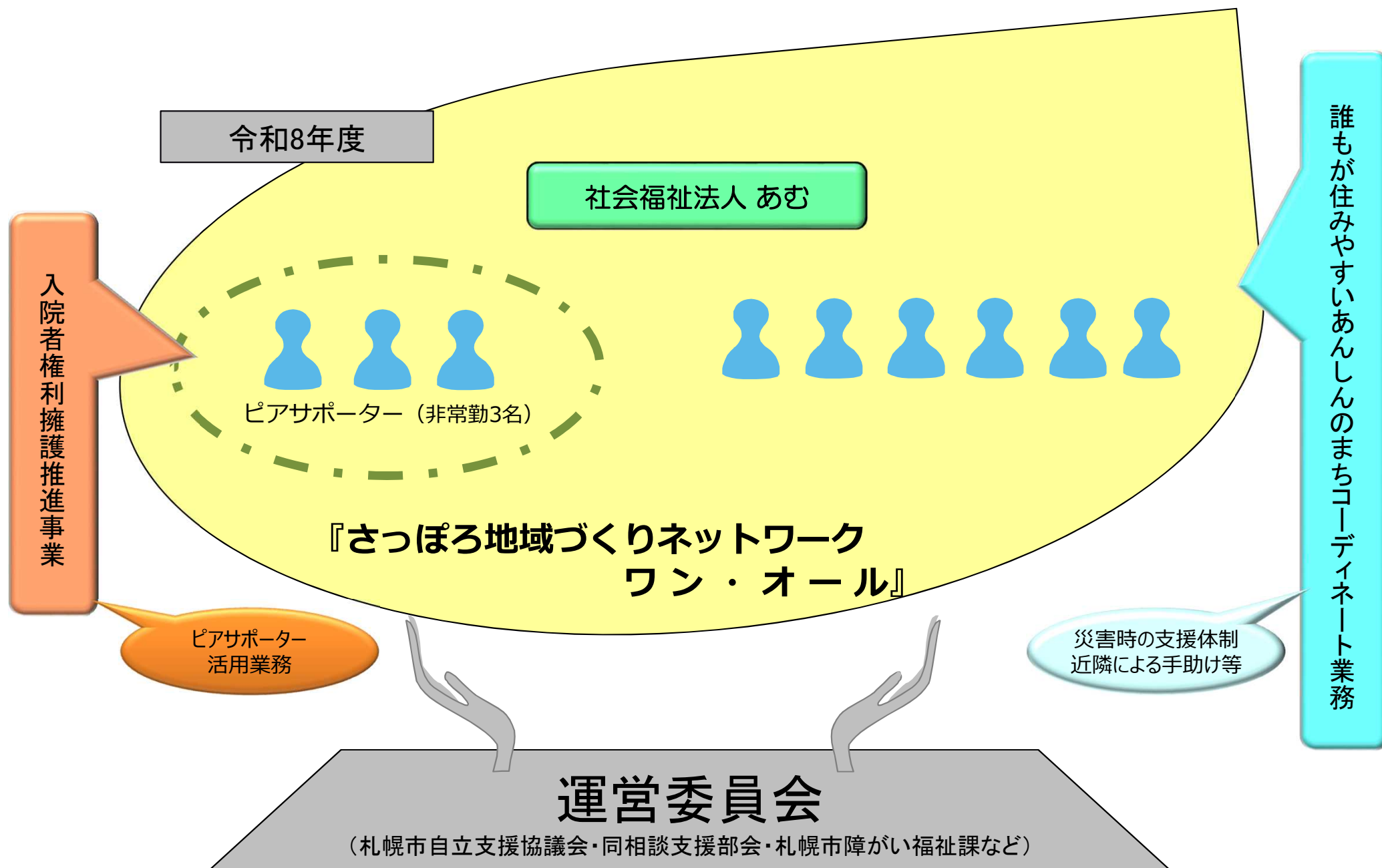
- ① 委託相談支援事業の支援業務
- ② 計画相談支援の推進業務
障害児相談支援の推進業務
地域相談支援の推進業務
- ③ 障がい当事者による相談支援活動の支援業務
- ④ 札幌市自立支援協議会の事務局業務
- ⑤ その他

①～⑤の業務は、別々の動きではなく、
すべて連動していくし、行政との協同で行われる。

基幹相談支援センター 札幌市の場合

- ①－1 市外からの転入ケース
- ①－2 医療保護入院中等の退院請求ケース
- ①－3 ケースの引継ぎ
- ①－4 各区指定相談と委託相談の意見交換会
- ② 計画相談支援等マニュアルの改訂＋α
- ③－1 ピアサポーター活用業務
- ③－2 ピアサポーター交流会
- ④－1 市域協議会と相談支援部会事務局
- ④－2 各区地域部会オブザーバー参加
- ⑤－1 誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務
- ⑤－2 研修や会議の開催／協力／参加

基幹相談支援センターの運営体制



2026年5月

ワン・オールでの個別相談の取り扱いについて

当初は想定なし



1. はじめに

ワン・オールの役割は相談支援機関等の後方支援と地域生活支援の体制づくりとされ、原則、個別の相談支援は行わないこととされてきました。しかし、H25年の開設当初から様々な相談が持ち込まれる中、市障がい福祉課、相談支援部会等と都度協議しながら、一部の個別の相談支援を実施しているところです。

個別のケースは千差万別でもあり、今後も、その都度協議しながら進んで行きたいと考えています。

2. ワン・オールが個別相談支援を行うケース

ワン・オールでは、委託相談支援事業所で利用登録がされている場合など*を除き、委託相談支援事業所等で「相談が受けづらいケース」について、一定期間支援を行います。

具体的には、以下の様なケースが想定されます。

- (1) 市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する地区が決まっていないケース
- (2) 札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース

※ワン・オールが相談の一次窓口、もしくは優先的窓口に当たるという意味ではありません。また、委託相談支援事業所等で対応していただくことをさまたげるものではありません。

3. ワン・オールが委託相談支援事業所へ個別相談支援の依頼を行うケース

ワン・オールに直接連絡があった場合でも、次のような場合は委託相談支援事業所と十分に協議の上、個別の相談支援を依頼します。

- (1) 委託相談支援事業所で利用登録がされている場合
- (2) 委託相談支援事業所で利用登録がされていないが、支援を依頼する場合

- ① 市外からの転入で、転入したい地区が限定されている場合

・居住する予定の地区担当の委託相談支援事業所に支援を依頼します。

- ② 病院、入所施設、生活保護施設、更生保護施設等利用者の地域移行等に関わる相談
- ・退院、退所したいケースで、居住する地区が決まっていない場合は、施設所在区の委託相談支援事業所に支援を依頼します。ただし、居住する地区が決まっている場合は、従来のルールにより、居住地区担当の委託相談支援事業所に支援を依頼します。

※ただし、上記2の(2)「札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース」は、本人や弁護士と、病院の利益相反関係が想定されることから、委託相談支援事業所と病院との今後の関係性を考慮して、ワン・オールで行うことがあるとして整理されてきています。

③その他

・関係機関からの相談などで整理できない場合は、その都度相談させていただきます。

4. 委託相談支援事業所への個別相談支援の依頼、引継ぎについて

委託相談支援事業所に相談支援の依頼や引継ぎが必要な場合は、次の通り行います。

(1) 依頼・引継ぎのルール

区内に事業所が複数ある場合は、地区担当事業所へ相談します。

ただし、上記3の②で居住する地区が決まっていない場合は、直近月の新規登録ケースが少ない事業所へ相談します（実績集計表の相談員数一人当たりで算出）。なお、区内で地区割を導入している場合は、担当地区の事業所へ相談します。

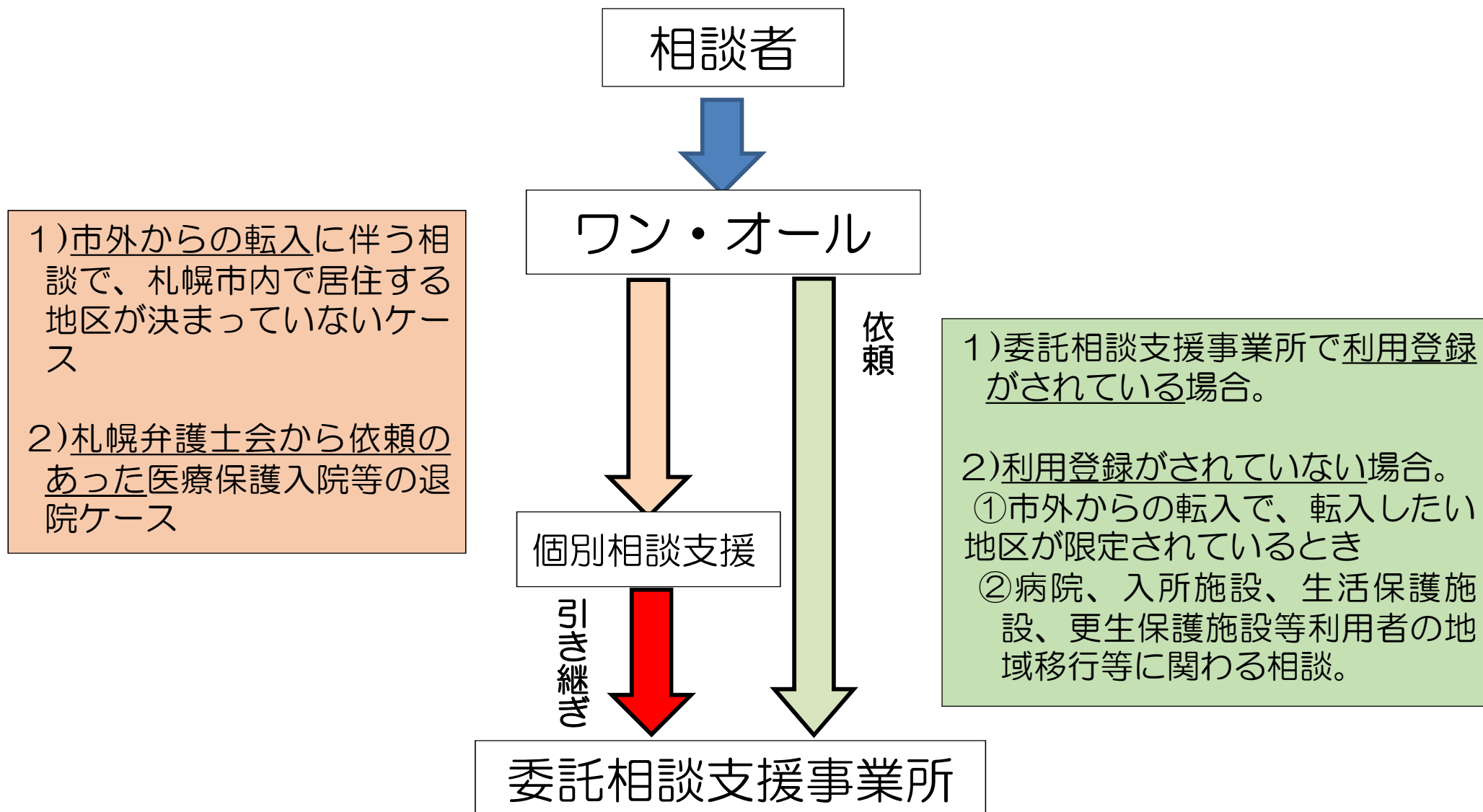
(2) 依頼・引き継ぎの時期

- ①相談があった都度（依頼）
- ②一定期間の支援後、居住する地区が確定した時（引き継ぎ）
- ③相談支援事業所の利用希望が出された時（引き継ぎ）

(3) 引継ぎ内容等

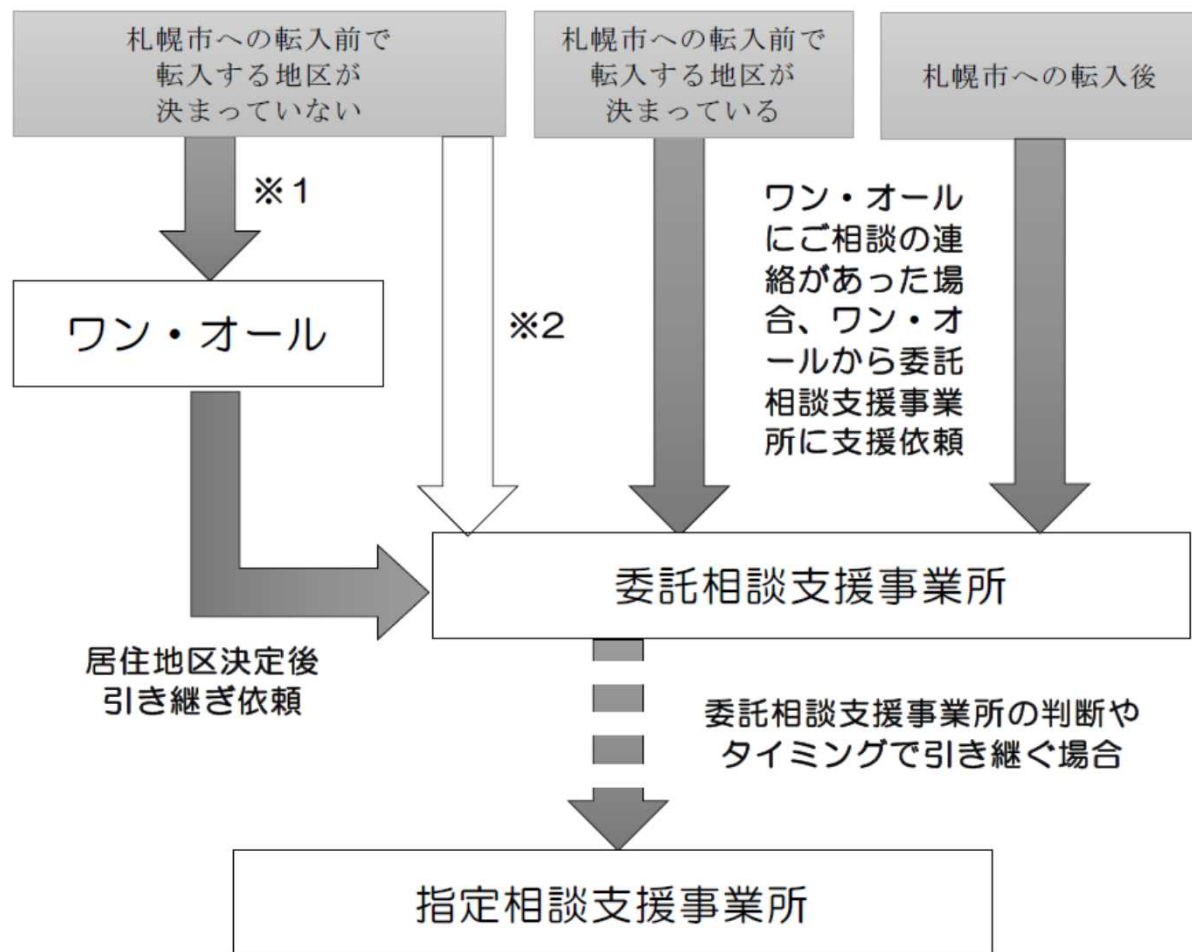
- ①ワン・オールで個別支援を行った場合は、本人及び関係機関の了承を得た上で、経過を含め記録をお渡しするほか、必要な情報を引き継ぎます。
- ②必要に応じて、本人及び関係機関に同行するなどして紹介、仲介します。

個別相談支援の依頼・引継ぎのイメージ図



個別相談支援の依頼・引継ぎのイメージ図

＜市外からの転入に伴う相談で、札幌市内で居住する地区が決まっていないケース等＞



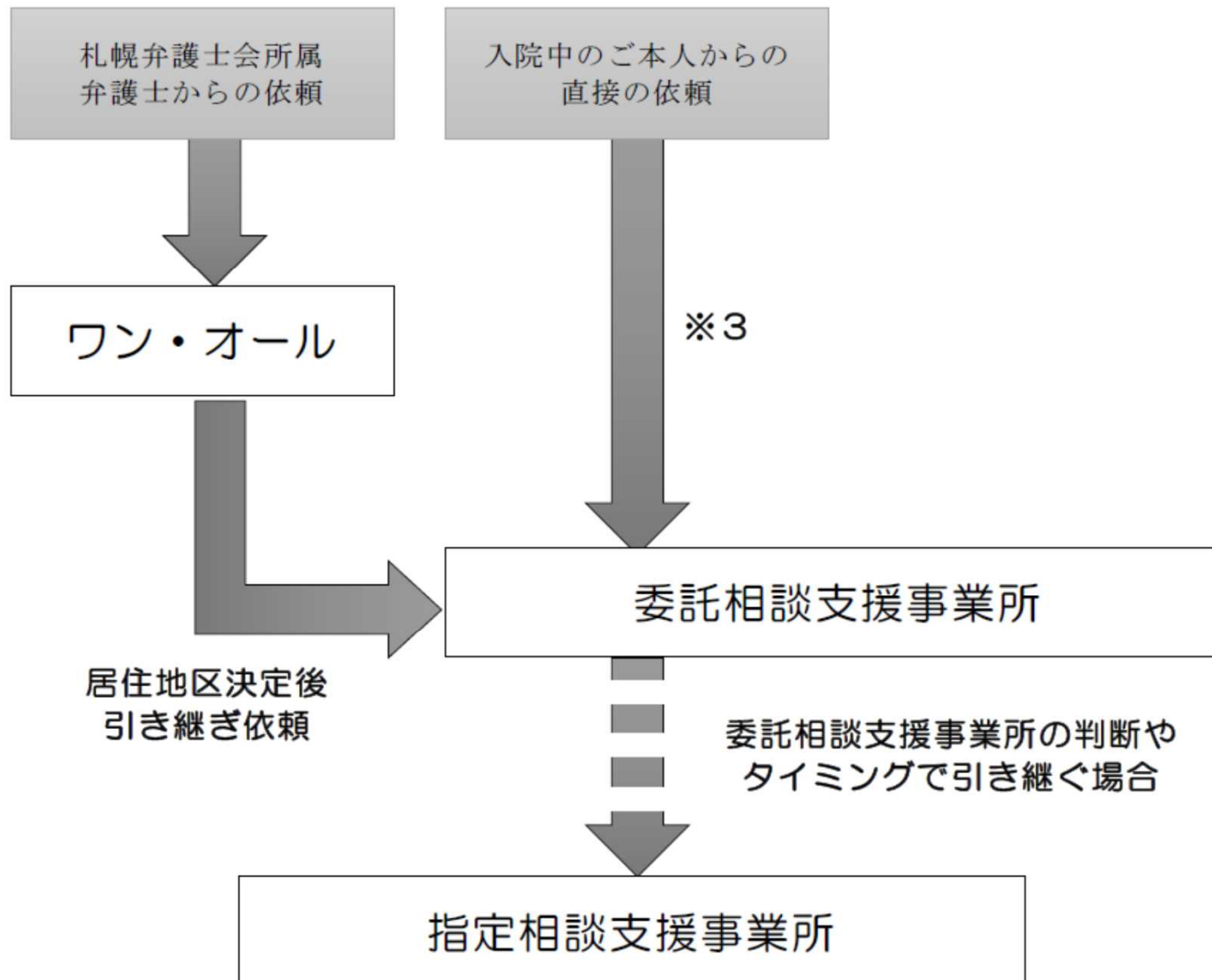
※1 札幌市内に転入後、障害福祉サービス等の利用を想定されている場合、転入前の地元相談支援事業所の協力が必要になります。特に、グループホーム等の居住地特例対象サービスでは、転入前居住市町村でのサービス利用申請を行う必要があり、更にセルフプラン不可の市町村では計画相談支援等による計画作成を、転入前居住市町村所在の相談支援事業所に依頼する必要があります。従って、転入前居住市町村所在の相談支援事業所から、ワン・オールへご連絡を頂けると、札幌市内に転入を希望されるご本人にとっても、関係機関にとっても負担感(たらいまわし感等)を軽減できる場合があります。

市外からの転入に伴う相談で、札幌市への転入前で転入する地区が決まっていない場合について、委託相談支援事業所に直接の依頼があり得ますが、ワン・オールに繋ぎ直し(ご紹介)いただく際は、可能であれば、転入前居住市町村所在の相談支援事業所から、ワン・オールにご一報いただけるようにお伝えいただくと助かります。

※2 ワン・オールと委託相談支援事業所の役割分担を、一概に行うことが難しい場合として例えば、札幌市へ転入するご本人のご家族が既に札幌市内に居住されている場合等は、ご家族からの相談として、ご家族が居住されている地区の委託相談支援事業所でご対応いただいている場合もあります。たらいまわし感等をできる限り考慮し、状況に応じて当所にもご相談ください。

個別相談支援の依頼・引継ぎのイメージ図

＜札幌弁護士会から依頼のあった医療保護入院等の退院ケース等＞



※3 委託相談支援事業所に、入院中のご本人から退院請求（ご本人は退院希望で、精神科病院が退院を認めない状況のため申立てを希望）の相談があった場合は、札幌弁護士会高齢者・障害者支援センターホッとのご紹介（電話相談の促し）をお願いします。その後必要に応じて、ホッとからワン・オールに支援依頼をいただいています。

さっぽろ地域づくり ネットワーク ワン・オール

札幌市の真ん中、ススキノの近く。
建物は、元定時制高校でした。



近くにお越しの折には、ぜひお立ち寄りください。

近く←
移転
予定
です。

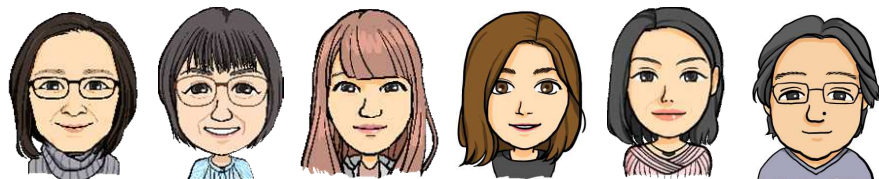
〒064-0808

北海道札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園302号

TEL 011-213-0171 / FAX 011-213-0172

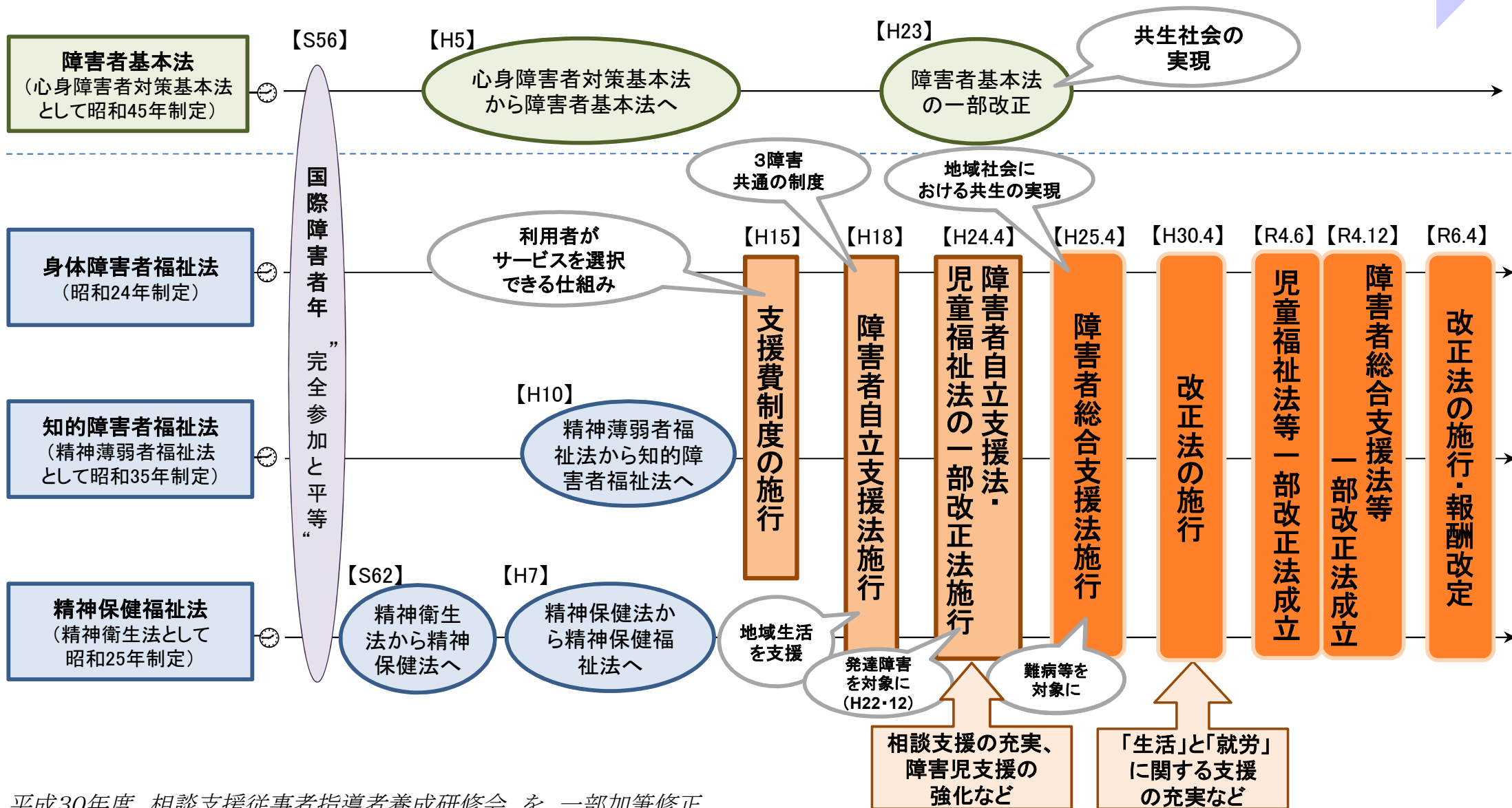
MAIL sapporo@one-all.net



1. 制度の変遷と相談支援事業

障害保健福祉施策の歴史

「ノーマライゼーション」理念の浸透

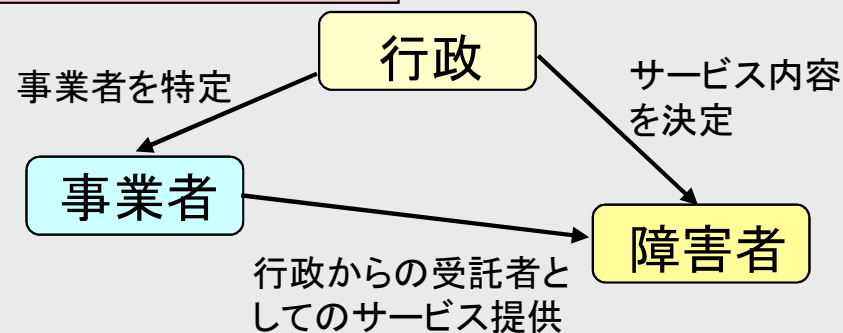


措置制度から支援費制度へ(H15)

支援費制度の意義

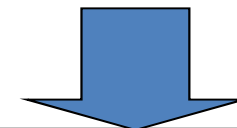
- 多様化・増大化する障害福祉ニーズへの対応
- 利用者の立場に立った制度構築

措置制度(～H15)

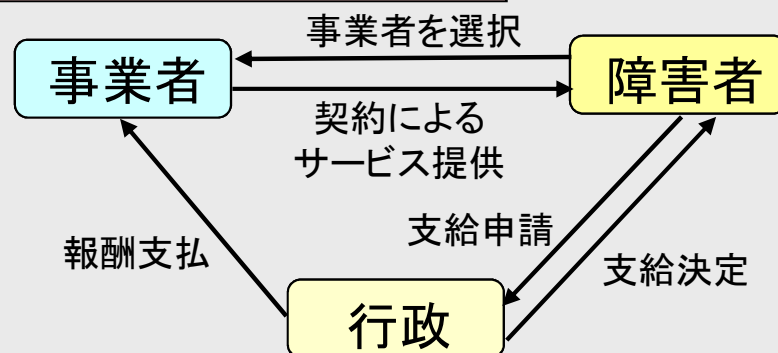


<措置制度>

- 行政がサービス内容を決定
- 行政が事業者を特定
- 事業者が行政からの受託者としてサービス提供



支援費制度(H15～H18)



<支援費制度>

- 障害者の自己決定を尊重(サービス利用意向)
- 事業者と利用者が対等
- 契約によるサービス利用

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
→ 障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ

相談支援事業一般財源化

- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ **障害者相談支援事業開始**（相談支援事業が法律に明記）
- ◆ サービス利用計画作成費

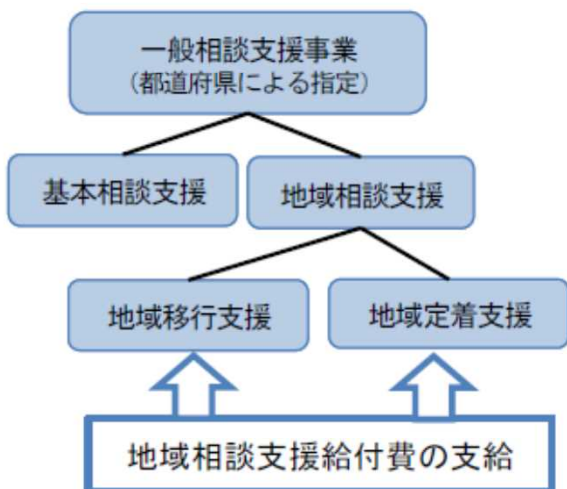
平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - **特定相談支援**
 - **一般相談支援**
 - **障害児相談支援 の創設**

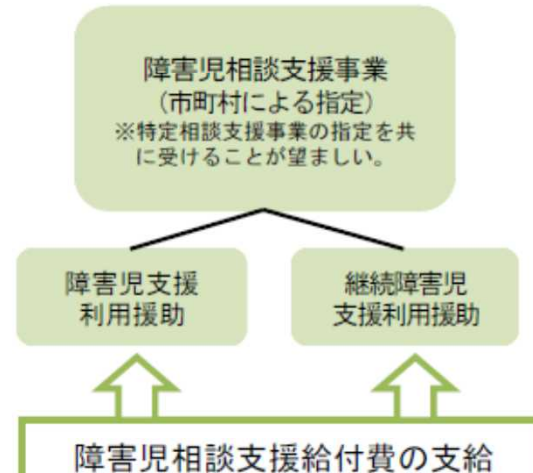
障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援

<障害者総合支援法>



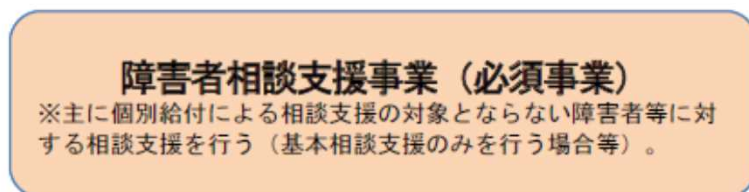
<児童福祉法>



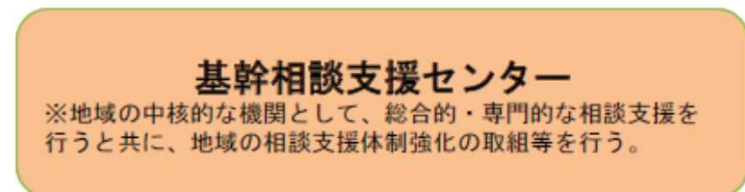
地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能



地方交付税措置



地方交付税措置



基幹相談支援センター
機能強化事業（補助金）

相談支援事業（札幌市の場合）

- ・ 基幹相談 基幹相談支援センター を委託
⇒ 委託費（年間でいくら）

- ・ 委託相談 障害者相談支援事業 を委託
⇒ 委託費（年間でいくら）

- ・ 指定相談 次の事業 の指定

特定相談支援事業所 ー計画相談支援

障害児相談支援事業所ー障害児相談支援

一般相談支援事業所 ー地域相談支援

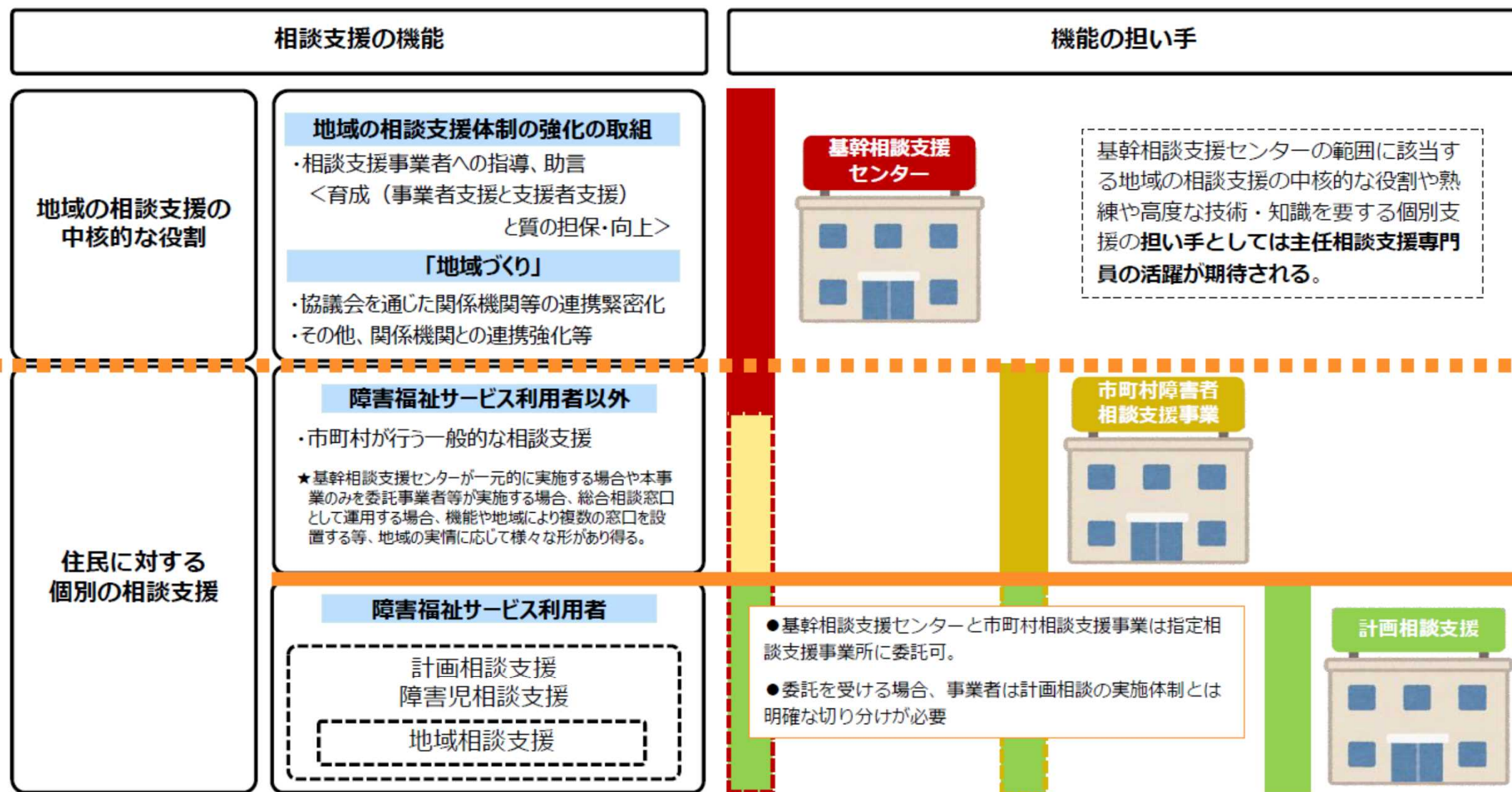
計画を書いたりモニタリングをしたり 等等

- ⇒ 給付費（1回（人／月）いくら）

ただし、支給決定の内容や加算の要件を満たさない分の給付費は発生しない

地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。

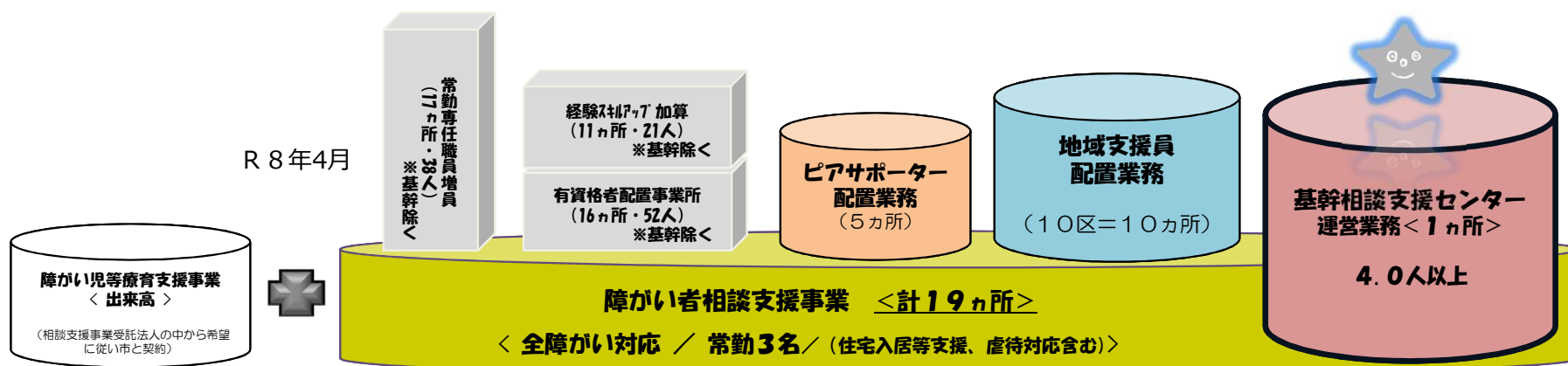
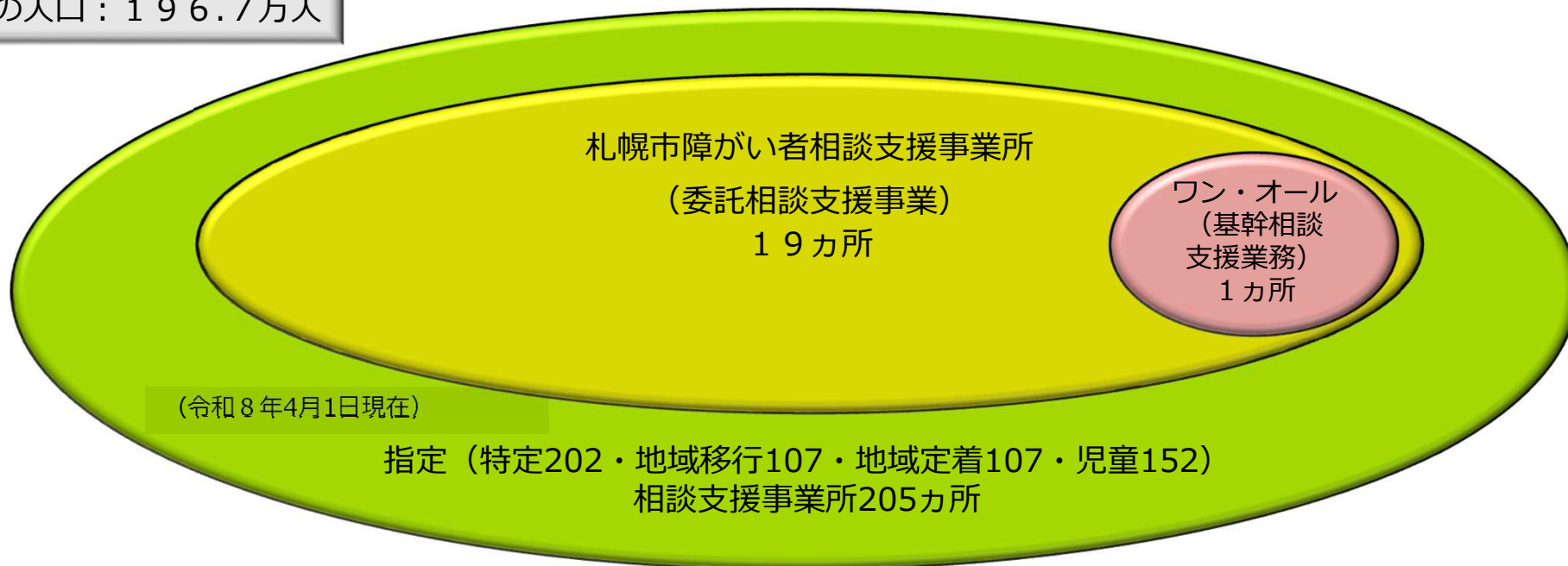


2 . 札幌市の相談支援体制

札幌市の相談支援事業の体制（数）

～ 指定相談支援・委託相談支援・基幹相談支援～

札幌市の人口：196.7万人



相談支援に関わる札幌市からの発行物①

札幌市障がい者
相談支援事業所
ガイドブック

計画相談支援等
マニュアル

計画相談支援等
マニュアル 別冊

計画相談支援給付費
障害児相談支援給付費
様式集



計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の
申請及び支給について
(計画相談支援等マニュアル)

札幌市保健福祉局障がい福祉課
協力/さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

令和6年6月改訂

計画相談支援等マニュアル《別冊》

計画相談支援・
障害児相談支援
報酬の算定要件等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂を契機として、札幌市の『計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）』の改訂がされました。マニュアルの別冊として、この『計画相談支援・障害児相談支援報酬の算定要件等について』をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以下の表や図等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル等と合わせてご利用下さい。

<引用>
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に関する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基幹型障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に関する費用の額の算定に関する基準に基づきこも家庭が長官及び厚生労働大臣が定める基準【こも家庭が長官及び厚生労働大臣が定める基準】
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に関する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基幹型通所支援に関する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に関する費用の額の算定に関する基準に基づきこも家庭が長官が定める基準【こも家庭が長官が定める基準】
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基幹型障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等に基づき障害児相談支援に関する費用の額の算定に関する基準【こも家庭が長官が定める基準】
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に関する費用の額の算定に関する基準に基づきこも家庭が長官が定める基準【こも家庭が長官が定める基準】
・平成30年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1～3
・令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1～3
・令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1～3、4

2024（令和6）年6月

札幌市保健福祉局 障がい福祉課
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費式集

介護給付費・訓練等給付費等支給申請書(18歳以上)	・・・ 1～2
介護給付費・訓練等給付費等支給変更申請書(18歳以上)	・・・ 3～4
介護給付費・障害児通所給付費等支給申請書(18歳未満)	・・・ 5～6
介護給付費・障害児通所給付費等支給変更申請書(18歳未満)	・・・ 7～8
世帯状況・収入等申告書	・・・ 9～10
介護給付費等支給申請取下書	・・・ 11
福祉サービス利用者等異動届	・・・ 12～13
サービス等利用計画書提出依頼書	・・・ 14～18
記載の手引き	・・・ 19～27
申請者の現状(別紙1、2)	・・・ 28～29
サービス等利用計画(計画様式 1-1～1-3)	・・・ 30～32
セルフプラン記載の手引き	・・・ 33～34
セルフプラン様式	・・・ 35～36
セルフプラン記載の手引き	・・・ 37～38
計画相談支援給付費等支給申請書	・・・ 39
計画相談支援等依頼(変更)届出書	・・・ 40
計画相談支援等契約内容報告書	・・・ 41
障害福祉サービス等支給決定情報提供届出書	・・・ 42～43
利用者負担上級管理事務依頼等届出書	・・・ 44
利用者負担上級管理結果表	・・・ 45
利用者負担額一覧表	・・・ 46
サービス等利用計画(計画様式 2-1～2-3)	・・・ 47～49
モニタリング報告書(継続)サービス利用支費、継続障害児支援利用補助(計画様式 3)	・・・ 50
在籍証明書(多子軽減用)	・・・ 51
高知障害福祉サービス等給付費等支給申請書	・・・ 52
共同生活援助事業計画証明書	・・・ 53
【見本】障害福祉サービス受給者証・通所支援受給者証	・・・ 54～55

【計画相談支援各種加算様式集】	
令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂における加算の届出等様式例	・・・ 56
・ピアサポート体制加算に関する届出書	・・・ 57
・機能強化型（継続）サービス利用支費、機能強化型（継続）障害児支援利用補助費に係る届出書（継続）（複数の指定特定（障害児）相談支援事業所による一体的に支援運営を行う場合）	・・・ 58
・体制加算に関する届出書	・・・ 59
・サービス担当者会議記録 保存様式	・・・ 63
・サービス提供時モニタリング記録 保存様式	・・・ 64
・主任相談支援専門員配置加算に係る通知、届出書	・・・ 65
・加算体制強化共同支援加算に係る通知、様式	・・・ 68
・入所時情報提供書、通所時情報提供書、通所時情報提供書	・・・ 72

令和3年度に、それまでは別々にあった、区役所用のマニュアルと、事業所用のマニュアルが統合されました。なので、

相談支援に関わる札幌市からの発行物②

地域相談支援 マニュアル

地域相談支援 マニュアル 別冊

自立生活援助 マニュアル

自立生活援助 マニュアル 別冊

地域相談支援給付費の申請 及び支給について (地域相談支援マニュアル)

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
協力ノさっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

令和7年2月

地域相談支援マニュアル《別冊》

地域移行支援・ 地域定着支援 報酬の算定要件等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて、札幌市の『地域相談支援給付費の申請及び支給について』の改訂がされました。マニュアルの別冊として、この『地域移行支援・地域定着支援報酬の算定要件等について』をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル等と合わせてご活用下さい。

<引用>

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準【厚生労働大臣が定める基準】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準【基準告示】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1

2025(令和7)年2月

札幌市保健福祉局 障がい福祉課
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

1

自立生活援助の支給について (自立生活援助マニュアル)

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
協力ノさっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

令和7年2月

自立生活援助マニュアル《別冊》

自立生活援助 報酬の算定要件等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂を受けて、札幌市の『自立生活援助の申請及び支給について(自立生活援助マニュアル)』を作成がされました。マニュアルの別冊として、この『自立生活援助報酬の算定要件等について』をあわせて作成いたしました。マニュアルでは読み取れない内容も、以下の告示や通知等から引用し整理していますので、札幌市のマニュアル等と合わせてご活用下さい。

<引用>

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準【報酬告示】
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【留意事項通知】
- ・厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に算じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に算じる割合
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準
- ・こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準【基準告示】
- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1
- ・令和3年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1
- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改訂等に関するQ&A VOL.1～3

2025(令和7)年2月

札幌市保健福祉局 障がい福祉課
さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

1

相談支援事業所ってなに？



私たちはサポートします！

しょうがいのある方の生活や支援に関して不安なこと・困っていることがあれば、ご本人・ご家族からの相談に乗ります。また、不安や悩みがあるけど相談内容がはっきりわからない場合でも、一緒に考え、解決を目指します。

必要に応じて関係機関との連携を行い、しょうがいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくります。

相談支援事業所は大きく分けて、指定特定相談支援事業所（6ページ～14ページに掲載）と札幌市の委託を受けてしょうがい者相談支援事業を行っている相談支援事業所（通称：委託相談支援事業所、16ページ～55ページに掲載）の2つがあります。

？ 誰が相談できますか？

- ・ しょうがいや難病のあるお子様から大人の方
- ・ ご家族の方
- ・ 関係施設や機関のスタッフの方
- ・ 地域にお住まいの方など

？ どのように相談に応じてもらえますか？

- ・ まずは相談支援事業所にご連絡をください。
- ・ 電話、FAX、電子メール、来所、訪問、同行などで要望に応じて対応します。（関係機関や学校などに伺うこともできます）

？ どんなことを相談できますか？

- ・ 福祉サービスの利用について相談がしたい（計画相談支援を希望する方）

➡ 指定特定相談支援事業所へ相談（6ページ～14ページ）

- ・ 福祉サービスの利用の相談がしたい（セルフプランか計画相談支援か迷っている方）
- ・ 日常生活全般のことを相談したい
- ・ 仕事や学校のことを相談したい
- ・ 権利擁護（後見制度など）のことを相談したい
- ・ 悩みがあるけど、どこに相談したらよいかわからない など

➡ お住まいの区の委託相談支援事業所へ相談（16ページ～55ページ）

指定相談の給付費

- ・ 計画相談支援
- ・ 障害児相談支援

⇒ 計画作成（に必要なアセスメントを含む）
 モニタリング
 ＋各種加算

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例①	計画						モ二						モ二
例②	計画			モ二			モ二			モ二			モ二
例③	計画	モ二	モ二	モ二			モ二			(モ二)			モ二
例④	計画	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二	モ二

※ お子さんの場合、例①が基本

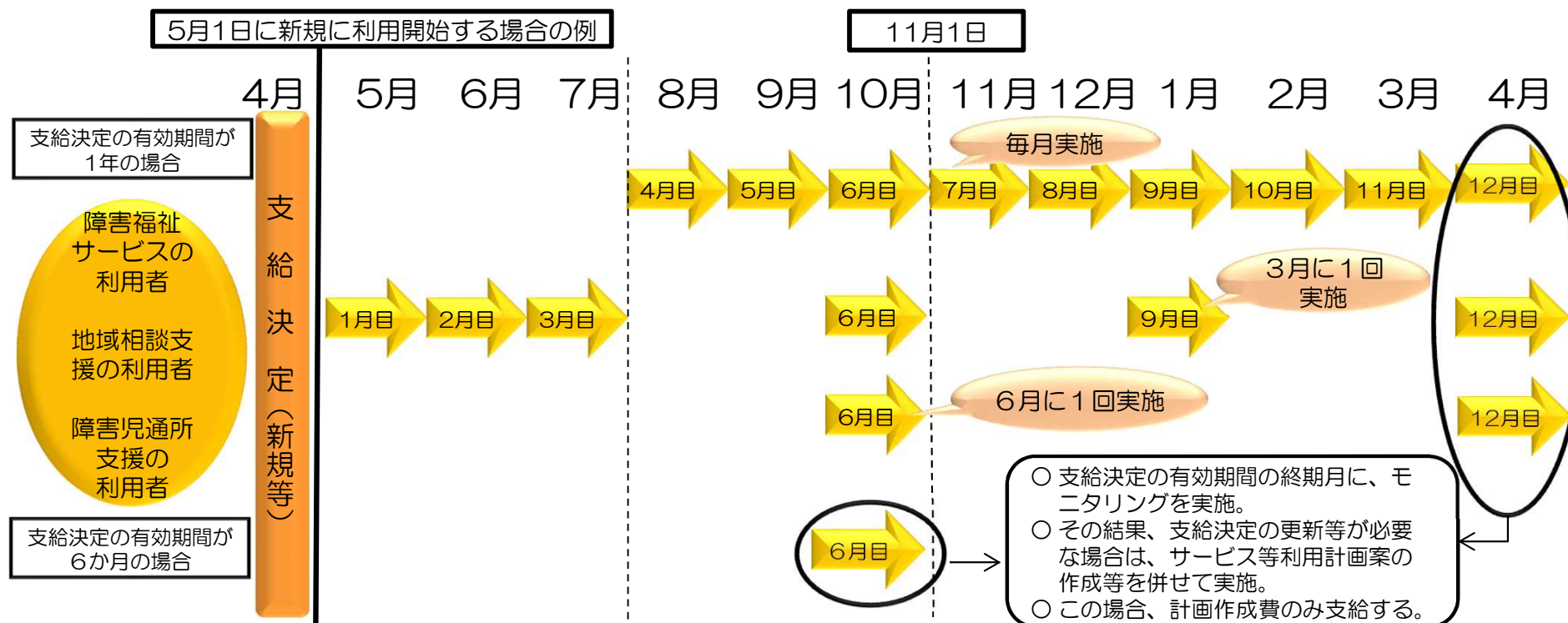
基本報酬

		基本報酬		居宅介護 支援費重複 減算（Ⅰ）	居宅介護 支援費重複 減算（Ⅱ）	介護予防 支援費重複 減算	虐待防止 措置未実施 減算	業務継続 計画未策定 減算	情報公表 未報告減算	特別 地域加算	地域生活支 援拠点等機 能強化加算
計画作成	計画 相談 支援	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	2014単位	-582単位	-894単位						1月につき 500単位
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1914単位	-582単位	-894単位						
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1822単位	-582単位	-894単位						
		機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1672単位	-582単位	-894単位						
		サービス利用支援費（Ⅰ）	1572単位	-582単位	-894単位						
		サービス利用支援費（Ⅱ）	732単位		-54単位						
	障害児 相談 支援	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2201単位				×99/100	×99/100	×95/100	+15/100	1月につき 500単位
		機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2101単位								
		機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2016単位								
		機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1866単位								
		障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1766単位								
		障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位								

		基本報酬		居宅介護 支援費重複 減算（Ⅰ）	居宅介護 支援費重複 減算（Ⅱ）	介護予防 支援費重複 減算	虐待防止 措置未実施 減算	業務継続 計画未策定 減算	情報公表 未報告減算	特別 地域加算	地域生活支 援拠点等機 能強化加算
モニタリング	計画 相談 支援	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1761単位	-633単位	-945単位	-20単位					1月につき 500単位
		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1661単位	-633単位	-945単位	-20単位					
		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1558単位	-633単位	-945単位	-20単位					
		機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1408単位	-633単位	-945単位	-20単位					
		継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1308単位	-633単位	-945単位	-20単位					
		継続サービス利用支援費（Ⅱ）	606単位		-243単位						
	障害児 相談 支援	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1896単位				×99/100	×99/100	×95/100	+15/100	1月につき 500単位
		機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1796単位								
		機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1699単位								
		機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1548単位								
		継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1448単位								
		継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位								

モニタリングの実施期間と実施イメージ

対象者	期間
①新規又は支給決定の内容に著しい変更があった者	1 月間 ※利用開始から3月のみ
②集中的な支援が必要な者	1 月間
③就労選択支援の利用者	1 月間
④日中サービス支援型共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の利用者	3 月間
⑤居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立訓練、就労移行支援の利用者	3 月間
⑥生活介護、共同生活援助（日中支援型を除く）、就労継続支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援の利用者	6 月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
⑦療養介護、重度障害者等包括支援、障害者支援施設、のぞみの園の利用者	6 月間



令和元年度 相談支援従事者指導者養成研修資料を一部修正

専門性の高い相談支援等の事業所体制を評価する加算

令和6年度
障害福祉サービス等報酬改定

加算名		内 容	単位数
主任相談支援専門員配置加算	新 I	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該事業所及び地域のその他の相談支援事業所の従業員の資質向上のための助言・指導を実施している場合 ★本加算は基幹相談支援センターを委託されている又は児童発達支援センターに併設されている場合、もしくは市町村が地域の中核的な役割を担うと市町村が認めた事業所に限って算定できる。	300単位/月
	II	常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、従業員等の資質向上のための研修を実施する体制を確保した場合	100単位/月
行動障害支援体制加算	新 I	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、強度行動障害児者（者：障害支援区分3以上かつ行動関連項目の合計点数が10点以上である者、児：児基準20点以上である児）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位/月
	II	強度行動障害支援養成研修（実践研修）等を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
要医療児者支援体制加算	新 I	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、医療的ケア児者（医療的ケア児判定スコアの項目に該当する者）に対して現に計画相談を行っている場合	60単位/月
	II	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
精神障害者支援体制加算	新 I	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨公表する場合であって、利用者が通院する病院等や訪問看護事業所における看護師、保健師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に相談支援を行っている場合。	60単位/月
	II	精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修等の修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
新 高次脳機能障害者支援体制加算	I	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合であって、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に計画相談支援を行っている場合。	60単位/月
	II	高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する場合	30単位/月
ピアサポート体制加算		障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等その他の従事者をそれぞれ常勤換算0.5以上配置の上、事業所内で研修を行う体制を確保し、その旨公表する場合	100単位/月

❖体制加算は対象となる月の**全ての利用者の基本報酬に加算**される。体制加算 I を確保している場合、全ての利用者に体制加算 I の単価を加算。

❖令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、**内容に改定があった箇所**、**新設の項目・要件等**。

❖要件に「現に」とある場合、加算の算定開始に当たっては、届出時に要件を満たしている必要がある。また、体制を確保して以後（加算の算定を開始した後）、要件を満たさなくなった場合、6月を超えて加算を算定することはできない。

質の高い支援の実施を評価する加算の拡充

令和6年度
障害福祉サービス等報酬改定

加算名		内 容	単位数
初回加算		新規に計画作成を行った場合 [以下の場合はさらに重ねて3回分を限度に算定可能] サービス等利用計画案交付まで3ヶ月以上を要した場合であって、契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接（月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可）を行った場合	(計画)300単位/月 (児)500単位/月 ※最大4回まで算定可
入院時情報連携加算	☆	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	(Ⅰ) 入院先の病院等を訪問 300単位/月 (Ⅱ) 文書等(Ⅰ)以外 150単位/月
退院・退所加算		利用者の退院・退所時に退所施設等から情報収集を行い計画作成した場合	300単位/回
医療・保育・教育機関等連携加算		障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（連携先に訪問看護を追加）と連携を行い、計画作成又はモニタリングを行った場合	①障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関との面談・会議（※1） 300単位/月 200単位/月 ②通院同行（※2） 300単位/回 ③文書等による情報提供（※3） 150単位/月
サービス担当者会議実施加算		モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合	100単位/月
サービス提供時モニタリング加算	☆	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し記録した場合	100単位/月
集中支援加算	★	基本報酬算定月以外に、①～⑤の支援を提供した場合。	①月2回以上の訪問による面接（月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可） 300単位/月 ②サービス担当者会議の主催 300単位/月 ③他機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加 300単位/月 ④通院同行（※2） 300単位/回 ⑤文書等による情報提供（※3） 150単位/月
居宅介護支援事業所等連携加算 【計画相談支援】	☆	利用者の介護保険への移行、進学、企業への就職等により障害福祉サービス等の利用を終了するのに伴って計画相談支援・障害児相談支援の利用を終了する前後のつなぎの支援（※4）	①文書による情報提供 150単位/月 ②月2回以上の訪問による面接（月1回訪問した場合、残り1回はオンライン可） 300単位/月
保育・教育等移行支援加算 【障害児相談支援】	☆		③つなぎ先機関の主催する利用者の支援に係る会議に参加 300単位/月

☆の加算は基本報酬を算定しない月において加算単独であっても算定可 ★の加算は基本報酬を算定しない月においてのみ算定可（加算単独でのみ算定可）

※1 計画作成月は200単位、モニタリング月は300単位を算定する。

※2 通院同行は、月3回を限度算定できるが、同一の病院等については月1回を限度とする。

※3 ①病院等・訪問看護事業所へ情報提供を行った場合、②その他（①以外）の福祉サービス提供機関等に情報提供を行った場合、それぞれについて月1回算定可。

※4 サービス利用終了前2回、サービス利用終了後6月以内を限度として、①～③についてそれぞれ月1回を限度に算定可。

い たくそうだし えん じ ぎょうしょ 委託相談支援事業所ってどんなところ？

さっぽろ し しょう しゃそうだし えん じ ぎょう いたく う しょう かた そうごう
札幌市から障がい者相談支援事業の委託を受けて、障がいのある方の総合
相談の窓口として相談支援を行っている相談支援事業所のことです。札幌
市内には18の委託相談支援事業所があります。

委託相談支援事業所では、障害福祉サービスの利用のこと（セルフプラン
にするか、計画相談支援にするか迷っている方）、日常生活の悩みごと、お
仕事や学校のこと、成年後見制度などの権利擁護のこと、その他様々な困
りごとの相談ができます。相談員は、困りごとや悩みごとをお聞きし、解
決方法を一緒に探します。

い たくそうだし えん じ ぎょうしょ そうだん いん ほか ち いき し えん いん
委託相談支援事業所には、相談員の他に、ピアサポーターや地域支援員が
配置されている事業所があります。この他、基幹相談支援センターが1か
所あります。

なお、委託相談支援事業所でも一時的に計画相談支援を行い、その後、地
域の指定特定相談支援事業所へ引継ぎを行う場合があります。

き かんそうだし えん ？ 基幹相談支援センターとは？

さっぽろ し き かんそうだし えん じ ぎょう いたく う おち し えん き かん そうだん
札幌市から基幹相談支援事業の委託を受けて、主に支援機関からの相談に
乗っている相談支援事業所のことです。札幌市の基幹相談支援センターで
は、委託相談支援事業所の後方支援、計画相談支援等の推進、障がい当事
者による相談支援活動の支援、札幌市自立支援協議会の事務局業務などを
行っています。

き かんそうだし えん ぎょう び しょうさい かくにん
基幹相談支援センターの業務の詳細は、56ページ～57ページにてご確認ください。

い たくそうだし えん じ ぎょうしょ ぎやうたい うび しょう かた つうほう う
委託相談支援事業所では、虐待が疑われる障がいのある方についての通報を受け
ています。通報を受けた相談支援事業所は、行政及び関係機関と協力して必要な
対応をします。

い たくそうだし えん じ ぎょうしょ はい ち ？ 委託相談支援事業所に配置されているピアサポーターとは？

ピアサポーターの「ピア」とは「同じ立場」「対等」という意味を持つ
言葉です。札幌市の委託相談支援事業所に配置されているピアサポー
ターは、様々な障がいのある当事者が、自らの経験・体験をもとに、障
がいのある方や関係者などのニーズに応じて、問題解決に向けて、委託
相談支援事業所のスタッフとともに活動しています。活動の種類は幅広
く、それぞれの事業所の特徴や、ピアサポーター自身の個性や特性に応
じて、個別の相談から講演など、様々です。

「この事業所にはどんなピアサポーターさんがいるのかな？」

「どんな活動をしているのかな？」

詳しくはピアサポーター配置事業所にお問い合わせください。

い たくそうだし えん じ ぎょうしょ はい ち ち いき し えん いん ？ 委託相談支援事業所に配置されている地域支援員とは？

ち いき く しょう かた あんしん く ち いき じゅうみん ちやうない
地域で暮らす障がいのある方が安心して暮らせるよう、地域住民や町内
かい ふく し かんけい き かん きやうりやくたいはい もくでき かくく い たくそう
会、福祉関係機関などと協力体制をつくることを目的に、各区の委託相
談支援事業所に地域支援員を配置しています。

ち いき し えん いん さいかい じ しょう かた たいせい しょう
地域支援員は、災害時の障がいのある方へのサポート体制づくりや、障
がいのある方への啓発・理解を広める活動も行います。

か き さっぽろ し こうしき けいさい ち
※下記の札幌市公式ホームページに掲載されているピアサポーターや地
域支援員のリーフレットにて、ピアサポーターや地域支援員について、
くわ かくにん
詳しくご確認ください。

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zaitaku_06-1.html



じゅう き ひり に じげん
※上記のURL、または左の二次元バーコードから
アクセスできます。

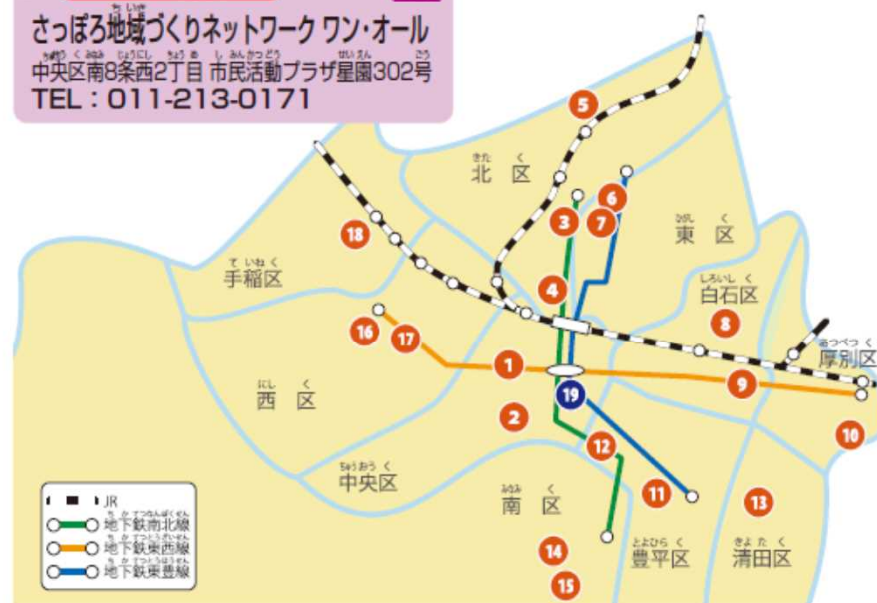
さっぽろ し ない しょう しやそうだし えん じぎょうしよ いたくそうだし えん じぎょうしよ いちらん (かいだい)
札幌市内の障がい者相談支援事業所(委託相談支援事業所)一覧(掲載ページ)

まずはお住まいの区の相談支援事業所(①～⑮)にご連絡ください!

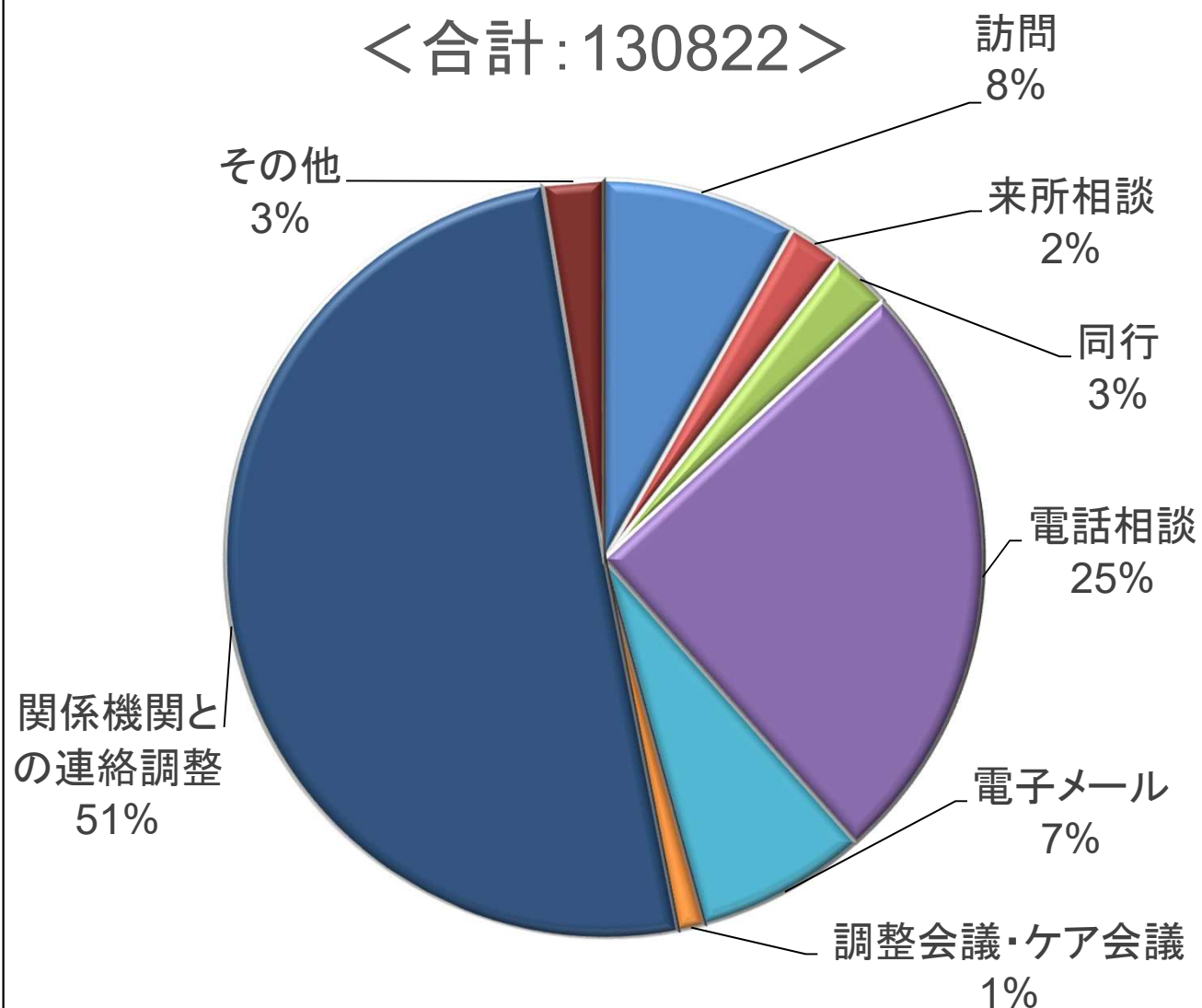
事業所ごとに特徴がありますが、それぞれが協力しながら応じることもできます。

- | | |
|---|---|
| <p>① 地域生活支援センターさっぽろ
中央区大通西19丁目 WEST19 5階
TEL : 011-622-1118</p> | <p>② 相談室ぽぽ
中央区南16条西7丁目2-20 トーコービル7階
TEL : 011-522-4112</p> |
| <p>③ 相談室ぼらりす
北区北21条西5丁目1-32 梅ノ木ビル202
TEL : 011-757-1871</p> | <p>④ 障がい相談という
北区北10条西2丁目9-1 アルファスクエア札幌北口ビル201号
TEL : 011-776-6109</p> |
| <p>⑤ 相談室ぽぷら
北区太平9条5丁目2-4
TEL : 011-717-5520</p> | <p>⑥ 相談室セーボネス
東区北35条東9丁目1-20
TEL : 011-748-3119</p> |
| <p>⑦ 相談室あさかげ
東区北33条東14丁目5-1
TEL : 011-733-3808</p> | <p>⑧ 相談室あゆみ
白石区川北2254番地1
TEL : 011-350-8755</p> |
| <p>⑨ 相談室きよサポ
白石区南郷通14丁目南4-8 キャッスル大木戸1階
TEL : 011-860-1750</p> | <p>⑩ 相談室ますとびいー
厚別区上野幌3条4丁目1-12
TEL : 011-299-3856</p> |
| <p>⑪ 相談室ぴあ
豊平区月寒西2条7丁目1-6 山本ハイツ404
TEL : 011-836-1155</p> | <p>⑫ 相談室みなみ
豊平区平岸2条9丁目1-23 アムール平岸401号(SKビル)
TEL : 011-825-1373</p> |

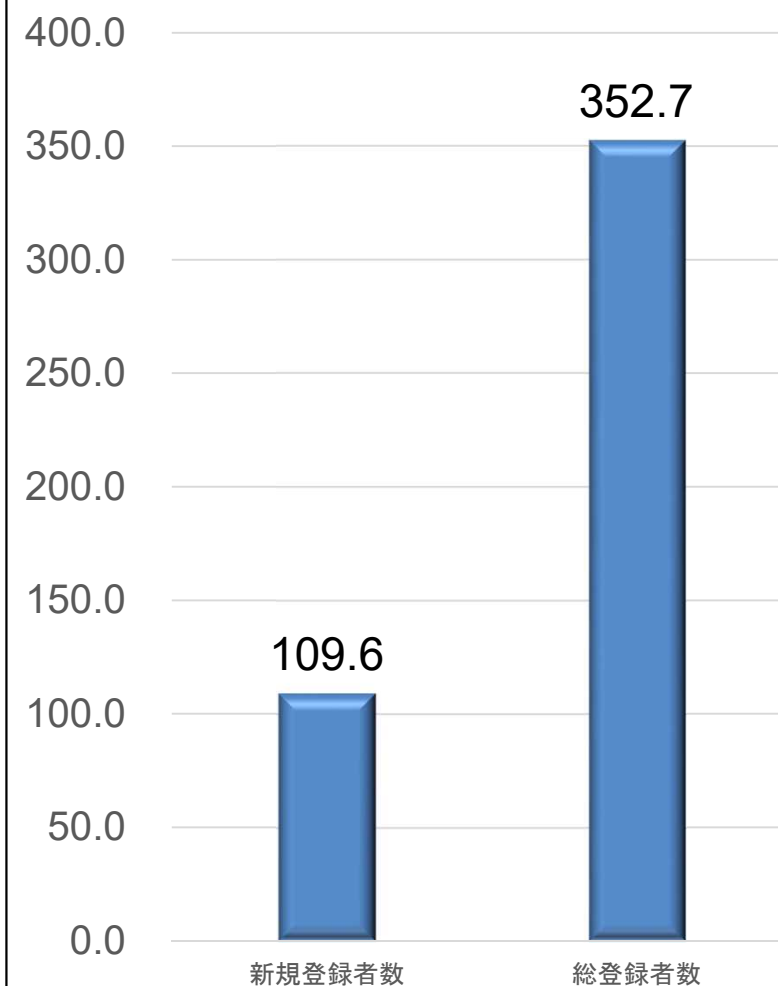
- | | |
|--|---|
| <p>⑬ 相談支援事業所ノック
清田区真栄1条2丁目1-28 真栄ビル1階
TEL : 011-378-4244</p> | <p>⑭ ほっと相談センター
南区川沿2条2丁目5-37
TEL : 011-572-2220</p> |
| <p>⑮ 相談支援事業所グリーンハイム
南区石山 933 番地3
TEL : 011-591-5211</p> | <p>⑯ 相談室すきっぷ
西区西町北20丁目2-21 アイビル西町北
TEL : 011-676-0101</p> |
| <p>⑰ 西区障がい相談支援センターアウル
西区琴似2条4丁目1-24 ヤマチビル3階
TEL : 011-676-7631</p> | <p>⑱ 障がい相談あかり
手稲区手稲本町2条3丁目8-18 ティネビル1階
TEL : 011-215-8253</p> |
| <p>⑲ 支援機関の相談窓口
さっぽろ地域づくりネットワークワン・オール
中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園302号
TEL : 011-213-0171</p> | |



令和6年度
委託相談の方法別割合
＜合計：130822＞



令和6年度
委託相談各事業所の
平均登録者数(人)



	項目	委託料
		令和7年度
札幌市障がい者相談支援事業 (年間委託料)	基本(指定管理者による運営、 基幹相談支援センターの場合は対象外)	17,101,000 円
	ピアサポーター配置事業所	3,710,000 円
	地域支援員配置事業所	4,450,000 円
	常勤専任職員増員(一人につき)	4,000,000 円
	基幹相談支援センター	24,083,000 円
	有資格者配置事業所(一人につき)	296,000 円
	経験・スキルアップ加算(一人につき)	296,000 円
	事業所賃借料	120,000 円を限度／月

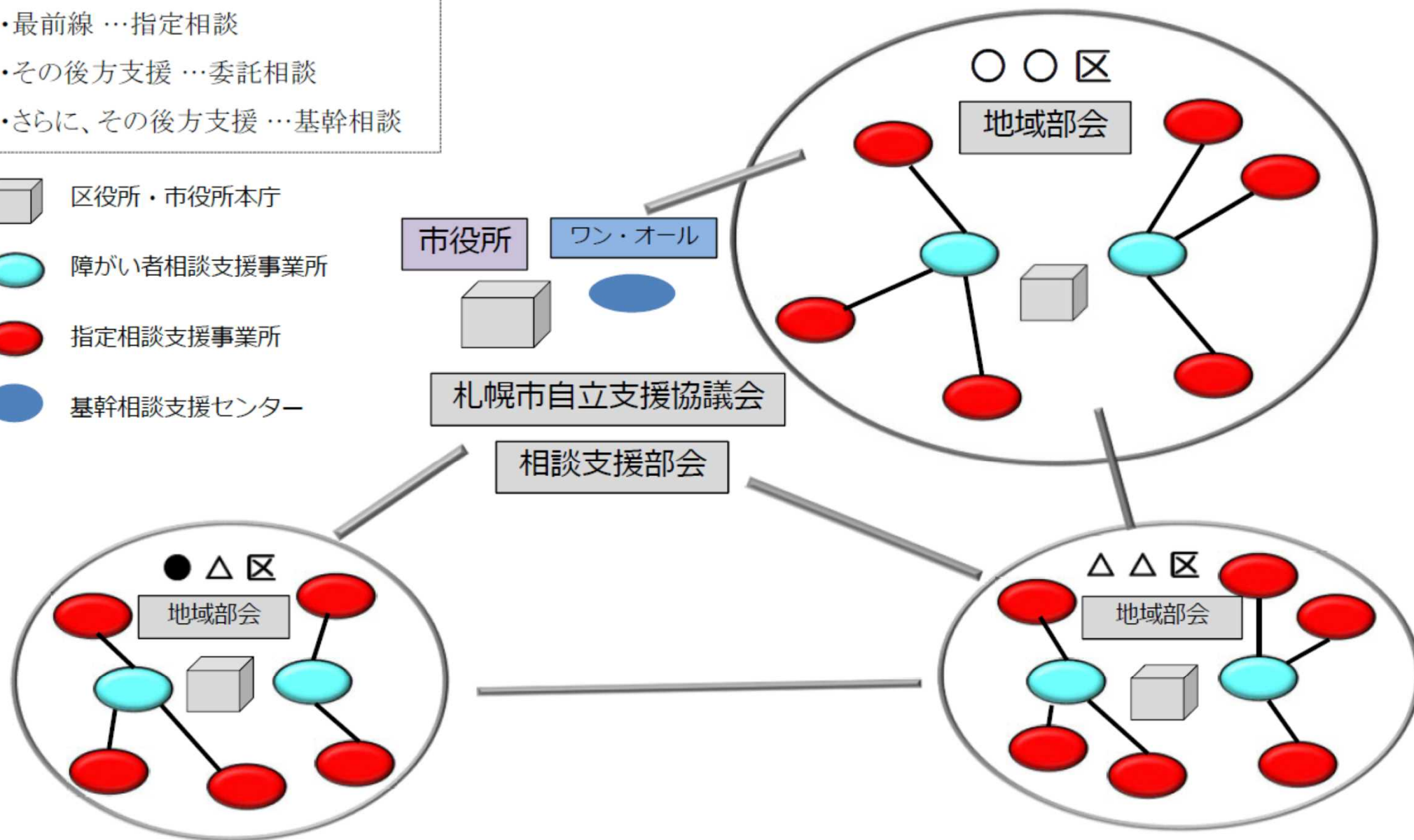
+ 消費税

札幌市の相談支援体制の方向性

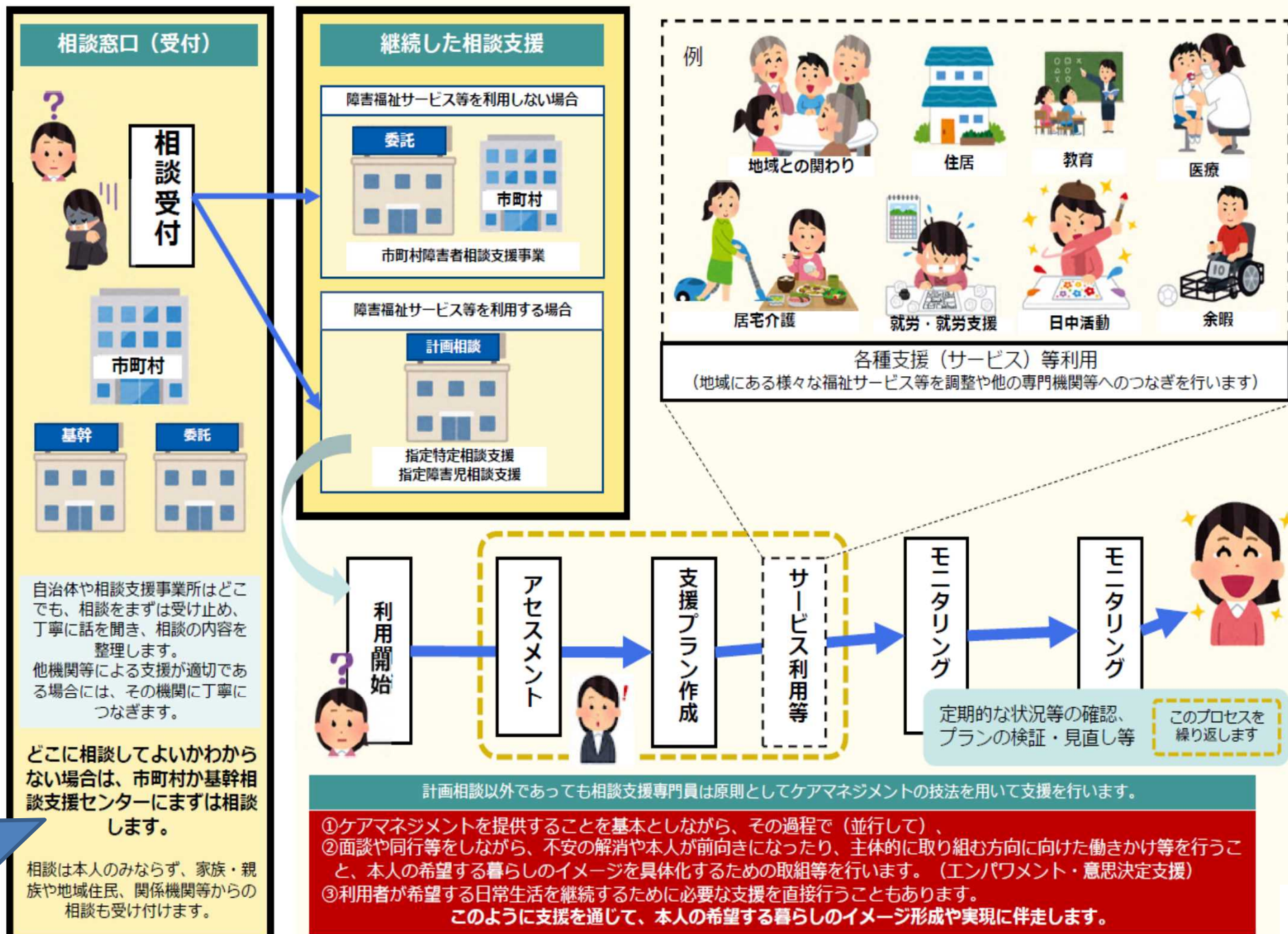
相談支援事業の役割分担、方向性

- ・最前線 … 指定相談
- ・その後方支援 … 委託相談
- ・さらに、その後方支援 … 基幹相談

-  区役所・市役所本庁
-  障がい者相談支援事業所
-  指定相談支援事業所
-  基幹相談支援センター

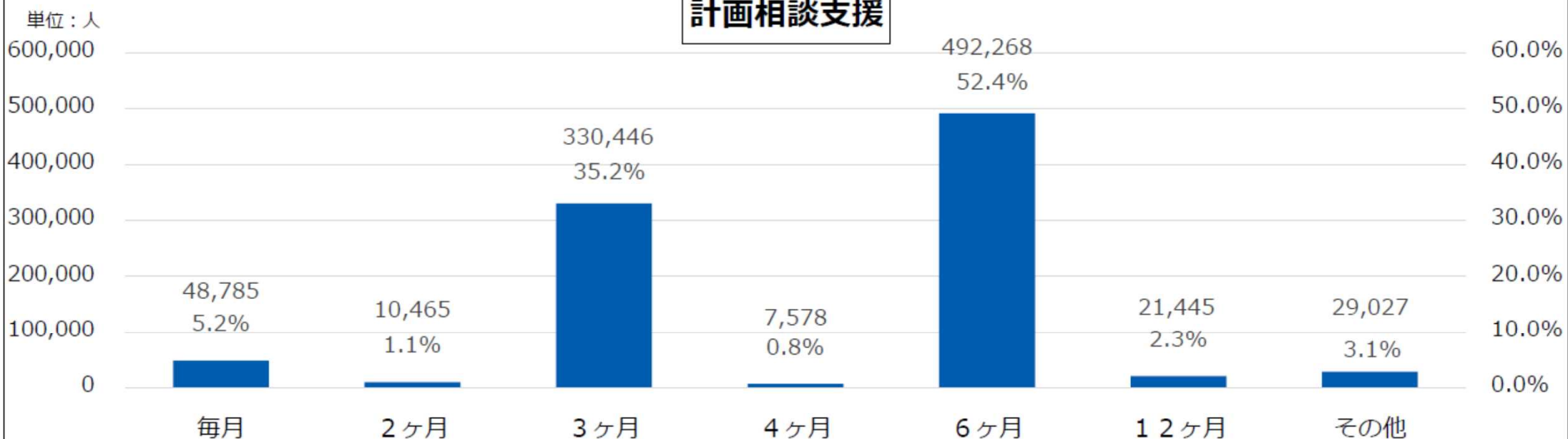


相談支援の流れ（イメージ）

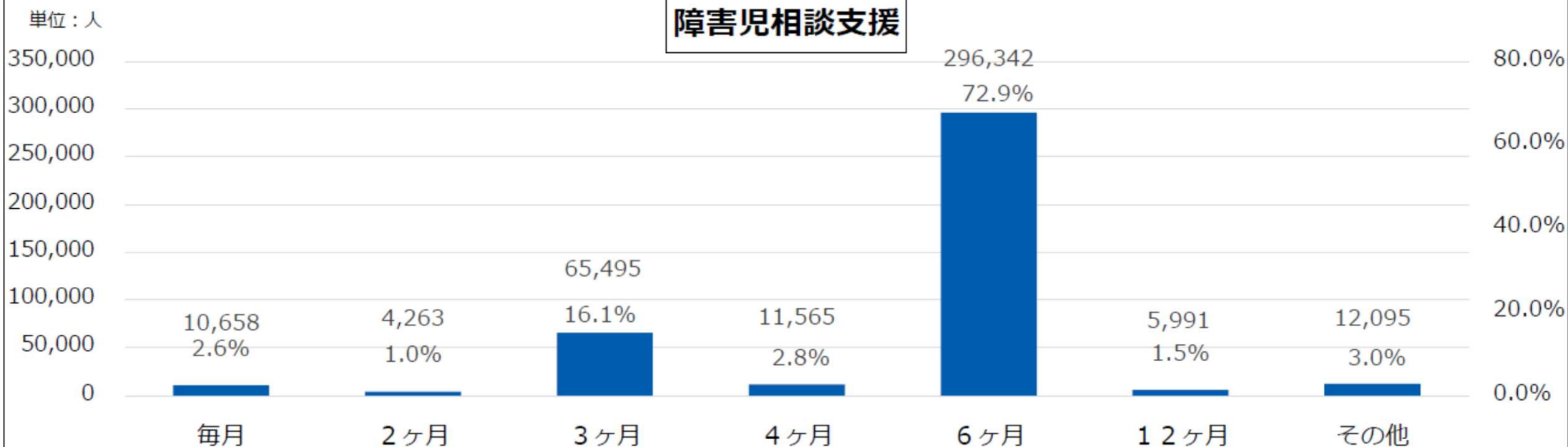


札幌市の場合、区役所かお住いの地区の委託相談へ

計画相談支援



障害児相談支援



サービス等利用計画におけるモニタリング設定期間について

※令和6年3月末時点

自治体規模	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分														
				モニタリング対象者数	モニタリング設定期間													
					毎月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		6ヶ月		12ヶ月		その他	
				(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	12,208	881	7.2%	3	0.0%	5,412	44.3%	1	0.0%	5,472	44.8%	9	0.1%	430	3.5%
	宮城県	仙台市	1,066,362	5,334	218	4.1%	94	1.8%	2,584	48.4%	0	0.0%	1,912	35.8%	6	0.1%	520	9.7%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	6,627	88	1.3%	20	0.3%	1,444	21.8%	16	0.2%	4,226	63.8%	826	12.5%	7	0.1%
	千葉県	千葉市	978,899	7,194	259	3.6%	44	0.6%	3,320	46.1%	1	0.0%	3,042	42.3%	94	1.3%	434	6.0%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	15,624	774	5.0%	866	5.5%	10,775	69.0%	285	1.8%	2,201	14.1%	255	1.6%	468	3.0%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	2,902	13	0.4%	12	0.4%	2,288	78.8%	1	0.0%	439	15.1%	149	5.1%	0	0.0%
	神奈川県	相模原市	717,861	4,432	52	1.2%	22	0.5%	2,556	57.7%	0	0.0%	1,781	40.2%	0	0.0%	21	0.5%
	新潟県	新潟市	767,565	6,177	79	1.3%	36	0.6%	2,382	38.6%	4	0.1%	3,499	56.6%	1	0.0%	176	2.8%
	静岡県	静岡市	677,736	5,787	13	0.2%	1	0.0%	2,865	49.5%	0	0.0%	2,908	50.3%	0	0.0%	0	0.0%
	静岡県	浜松市	788,985	6,667	810	12.1%	94	1.4%	2,196	32.9%	0	0.0%	2,833	42.5%	21	0.3%	713	10.7%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	16,765	1,394	8.3%	63	0.4%	8,855	52.8%	3	0.0%	6,302	37.6%	9	0.1%	139	0.8%
	京都府	京都市	1,379,529	9,886	1,062	10.7%	0	0.0%	3,097	31.3%	0	0.0%	3,234	32.7%	989	10.0%	1,504	15.2%
	大阪府	大阪市	2,757,642	23,397	10,505	44.9%	1,096	4.7%	6,668	28.5%	0	0.0%	3,949	16.9%	208	0.9%	971	4.2%
	大阪府	堺市	817,041	6,427	3,223	50.1%	263	4.1%	1,630	25.4%	63	1.0%	916	14.3%	104	1.6%	228	3.5%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	7,089	750	10.6%	95	1.3%	2,783	39.3%	26	0.4%	3,371	47.6%	64	0.9%	0	0.0%
	岡山県	岡山市	698,671	4,653	49	1.1%	17	0.4%	2,015	43.3%	4	0.1%	2,390	51.4%	178	3.8%	0	0.0%
	広島県	広島市	1,178,773	6,694	321	4.8%	49	0.7%	4,252	63.5%	0	0.0%	2,047	30.6%	18	0.3%	7	0.1%
	福岡県	北九州市	921,241	10,373	250	2.4%	121	1.2%	3,993	38.5%	3	0.0%	5,964	57.5%	14	0.1%	28	0.3%
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,422	403	2.3%	273	1.6%	5,876	33.7%	0	0.0%	5,697	32.7%	284	1.6%	4,889	28.1%
	熊本県	熊本市	731,722	5,263	175	3.3%	21	0.4%	17	0.3%	0	0.0%	4,293	81.6%	656	12.5%	101	1.9%

市町村別データ(厚労省)

	毎月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	その他
札幌市	881人 7.2%	3人 0.0%	5412人 44.3%	1人 0.0%	5472人 44.8%	9人 0.1%	430人 3.5%
全国	48785人 5.2%	10465人 1.1%	330446人 35.2%	7578人 0.8%	492268人 52.4%	21445人 2.3%	29027人 3.1%

障害児支援利用計画におけるモニタリング設定期間について

※令和6年3月末時点

自治体規模	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	児童福祉法分														
				モニタリング対象者数	モニタリング設定期間													
					毎月		2ヶ月		3ヶ月		4ヶ月		6ヶ月		12ヶ月		その他	
					(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	2,832	111	3.9%	0	0.0%	956	33.8%	0	0.0%	1,765	62.3%	0	0.0%	0	0.0%
	宮城県	仙台市	1,066,362	1,098	76	6.9%	80	7.3%	523	47.6%	0	0.0%	273	24.9%	0	0.0%	146	13.3%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	2,313	26	1.1%	4	0.2%	190	8.2%	21	0.9%	2,035	88.0%	35	1.5%	2	0.1%
	千葉県	千葉市	978,899	3,936	36	0.9%	16	0.4%	399	10.1%	27	0.7%	3,439	87.4%	9	0.2%	10	0.3%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	3,534	4	0.1%	62	1.8%	605	17.1%	1,137	32.2%	1,033	29.2%	331	9.4%	362	10.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	619	5	0.8%	0	0.0%	103	16.6%	1	0.2%	510	82.4%	0	0.0%	0	0.0%
	神奈川県	相模原市	717,861	1,457	5	0.3%	0	0.0%	316	21.7%	0	0.0%	1,131	77.6%	0	0.0%	5	0.3%
	新潟県	新潟市	767,565	2,599	7	0.3%	9	0.3%	156	6.0%	0	0.0%	2,281	87.8%	0	0.0%	146	5.6%
	静岡県	静岡市	677,736	3,620	1	0.0%	1	0.0%	289	8.0%	0	0.0%	3,329	92.0%	0	0.0%	0	0.0%
	静岡県	浜松市	788,985	4,853	154	3.2%	27	0.6%	515	10.6%	0	0.0%	3,491	71.9%	1	0.0%	665	13.7%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	4,782	155	3.2%	5	0.1%	1,015	21.2%	17	0.4%	3,266	68.3%	236	4.9%	88	1.8%
	京都府	京都市	1,379,529	1,506	91	6.0%	0	0.0%	278	18.5%	0	0.0%	1,067	70.8%	70	4.6%	0	0.0%
	大阪府	大阪市	2,757,642	10,121	1,113	11.0%	453	4.5%	4,670	46.1%	0	0.0%	3,827	37.8%	58	0.6%	0	0.0%
	大阪府	堺市	817,041	1,798	424	23.6%	156	8.7%	703	39.1%	48	2.7%	273	15.2%	29	1.6%	165	9.2%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	853	62	7.3%	9	1.1%	322	37.7%	3	0.4%	457	53.6%	0	0.0%	0	0.0%
	岡山県	岡山市	698,671	1,580	8	0.5%	0	0.0%	261	16.5%	1	0.1%	1,310	82.9%	0	0.0%	0	0.0%
	広島県	広島市	1,178,773	1,798	35	1.9%	3	0.2%	748	41.6%	0	0.0%	1,008	56.1%	2	0.1%	2	0.1%
	福岡県	北九州市	921,241	3,935	110	2.8%	74	1.9%	690	17.5%	13	0.3%	2,936	74.6%	0	0.0%	112	2.8%
	福岡県	福岡市	1,593,919	6,233	51	0.8%	45	0.7%	1,557	25.0%	0	0.0%	4,578	73.4%	2	0.0%	0	0.0%
	熊本県	熊本市	731,722	4,862	156	3.2%	12	0.2%	24	0.5%	0	0.0%	4,584	94.3%	1	0.0%	85	1.7%

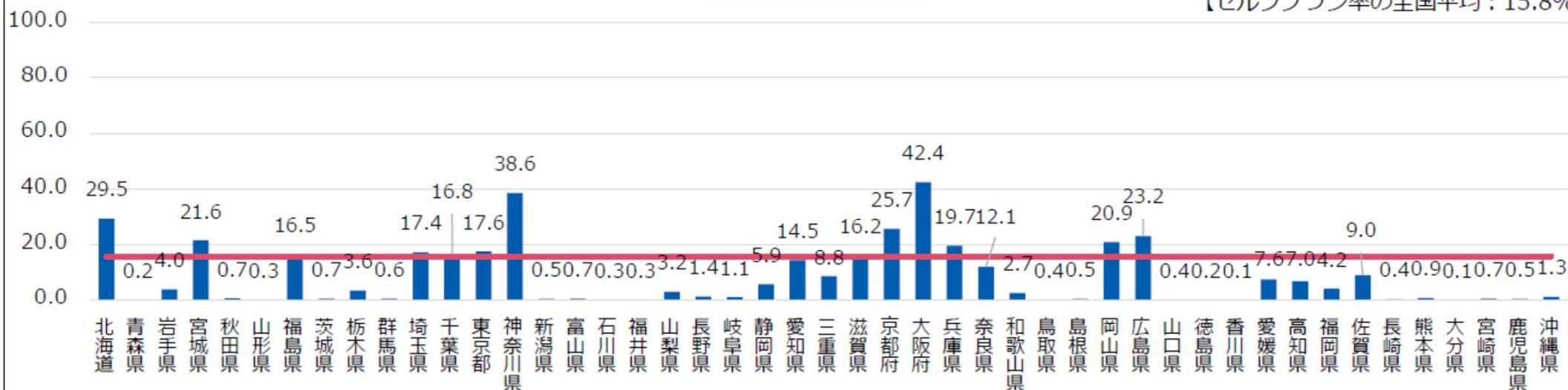
市町村別データ(厚労省)

	毎月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	6ヵ月	12ヵ月	その他
札幌市	111人 3.9%	0人 0.0%	956人 33.8%	0人 0.0%	1765人 62.3%	0人 0.0%	0人 0.0%
全国	10658人 2.6%	4263人 1.0%	65495人 16.1%	11565人 2.8%	296342人 72.9%	5991人 1.5%	12095人 3.0%

計画相談支援

【セルフプラン率の全国平均：15.8%】

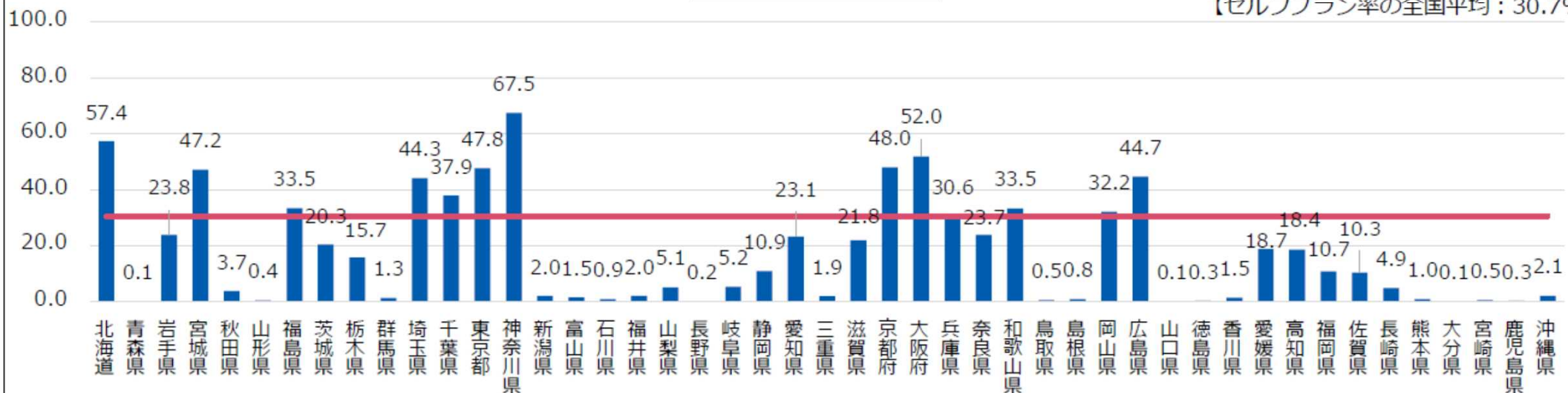
単位：％



障害児相談支援

【セルフプラン率の全国平均：30.7%】

単位：％



各自治体の支給決定者(児)数とセルフプラン率(令和6年3月末時点)

市町村別データ(厚労省)

	都道府県	市区町村名	人口 (令和6年1月1日住民基本台帳人口)	障害者総合支援法分 (令和6年3月末時点)		児童福祉法分 (令和6年3月末時点)	
				障害福祉サービス等 受給者数	セルフプラン率	障害児通所 支援受給者数	セルフプラン率
政令指定都市	北海道	札幌市	1,956,928	27,576	55.7%	18,484	84.7%
	宮城県	仙台市	1,066,362	9,883	37.6%	4,054	72.6%
	埼玉県	さいたま市	1,345,012	8,936	21.1%	6,149	62.4%
	千葉県	千葉市	978,899	8,412	14.5%	5,196	24.2%
	神奈川県	横浜市	3,752,969	27,305	37.4%	17,848	80.2%
	神奈川県	川崎市	1,529,136	8,093	64.1%	6,519	77.2%
	神奈川県	相模原市	717,861	6,681	33.2%	3,906	62.7%
	新潟県	新潟市	767,565	6,560	0.5%	2,605	0.2%
	静岡県	静岡市	677,736	5,938	2.5%	3,807	4.9%
	静岡県	浜松市	788,985	6,675	0.1%	4,854	0.0%
	愛知県	名古屋市	2,297,745	27,749	21.7%	9,584	45.0%
	京都府	京都市	1,379,529	14,976	33.9%	6,934	78.3%
	大阪府	大阪市	2,757,642	44,954	45.5%	19,437	47.9%
	大阪府	堺市	817,041	11,327	33.0%	3,989	54.9%
	兵庫県	神戸市	1,500,425	16,947	49.8%	7,361	88.3%
	岡山県	岡山市	698,671	7,370	35.4%	5,631	71.9%
	広島県	広島市	1,178,773	11,839	43.5%	7,535	76.1%
	福岡県	北九州市	921,241	11,314	8.3%	4,993	21.2%
	福岡県	福岡市	1,593,919	17,838	2.3%	7,472	16.1%
	熊本県	熊本市	731,722	6,035	1.6%	4,913	1.0%
札幌市					55.7%		84.7%
北海道					29.5%		57.4%
全国					15.8%		30.7%

3 . 札 幌 市 の 協 議 会

平成18年当初の 札幌市地域自立支援協議会

全体会

ネットワーク部会

運営評価部会

- ・ 委託の相談支援事業所の運営評価
- ・ 類型の整理（A型B型C型）

- ・ 『札幌市障がい者相談支援事業所ガイドブック』作成
- ・ 地域部会設置に向けて

札幌市の協議会に「地域部会」という 「サブ協議会」ができたのは

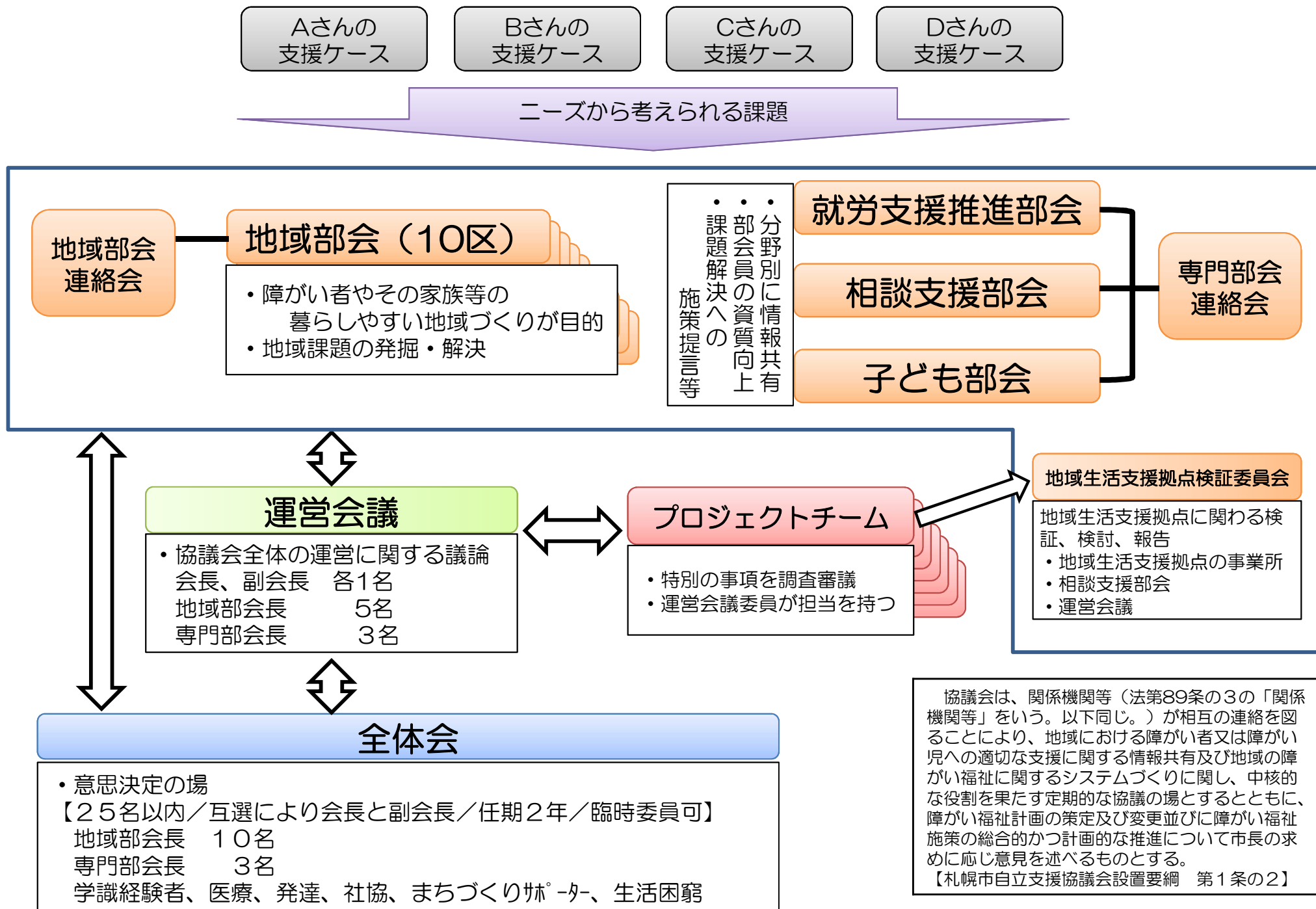
- 190万都市札幌に「協議会」が1つあっても、地域で生活する一人ひとりの人の顔は見えない
- 協議会の役割を地域毎に
- 中学校区≡連合町内会単位に？
- 結局事務局体制を考えて、区単位に
- 先行区（東区・白石区）から順に設置

⇒地域部会は区毎の協議会

“部会”という名前に惑わされないで…

札幌市自立支援協議会組織図 (令和6年7月1日)

43



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

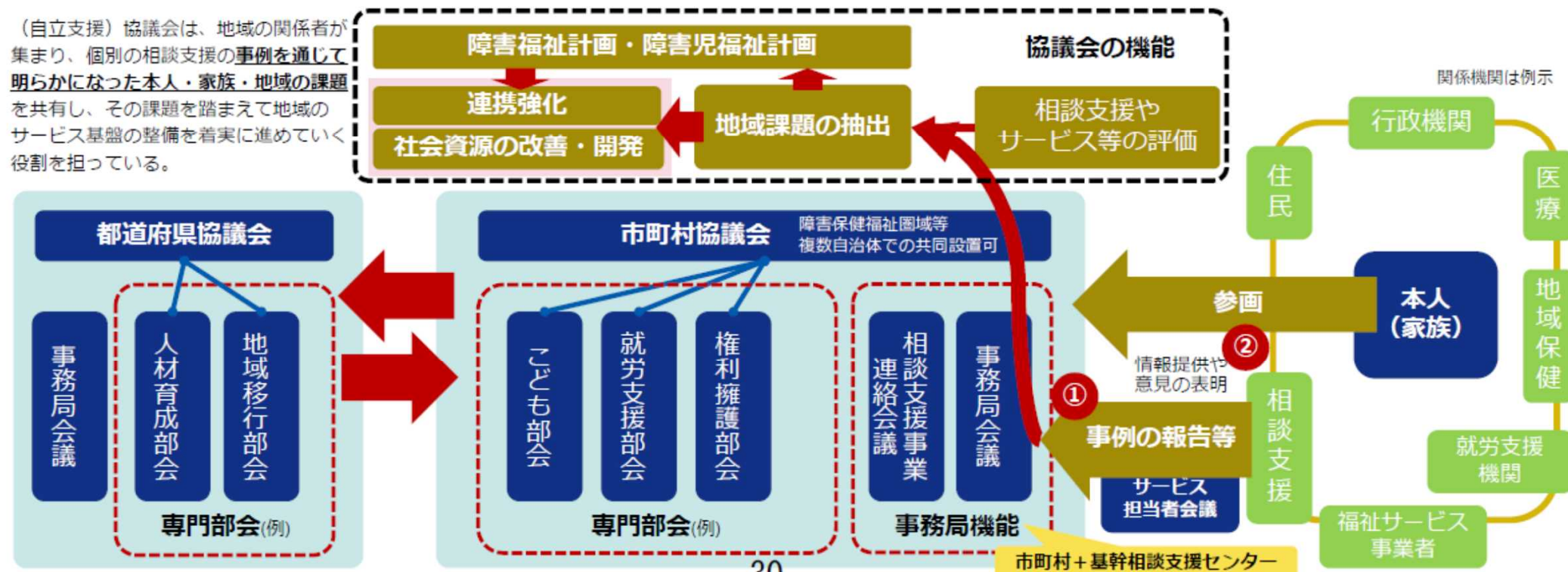
令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
- 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
- * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



協議会における守秘義務の趣旨

- **個別の事例**を検討する際に課せられる。
- **ねらい**：全ての構成員に対して守秘義務をかけることによって、障害当事者を含む支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となり、個別の事例の検討を通じた**地域課題の抽出や検討が促進されること**を狙っている。
- **範囲**：個別の事例の検討等において共有される**機密性の高い情報が対象**

課題として抽象化された場合はその限りではない

障害者総合支援法の条文によると

協議会の“目的”は、

障害者等への支援の
体制の整備を図る

障害者総合支援法の条文を読み替えると 協議会の“本来の役割”は、

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、

1 ・ 協議会へ課題の報告

地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、

2 ・ 個別のニーズから地域課題の抽出

関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、

3 ・ 地域課題の整理と分析

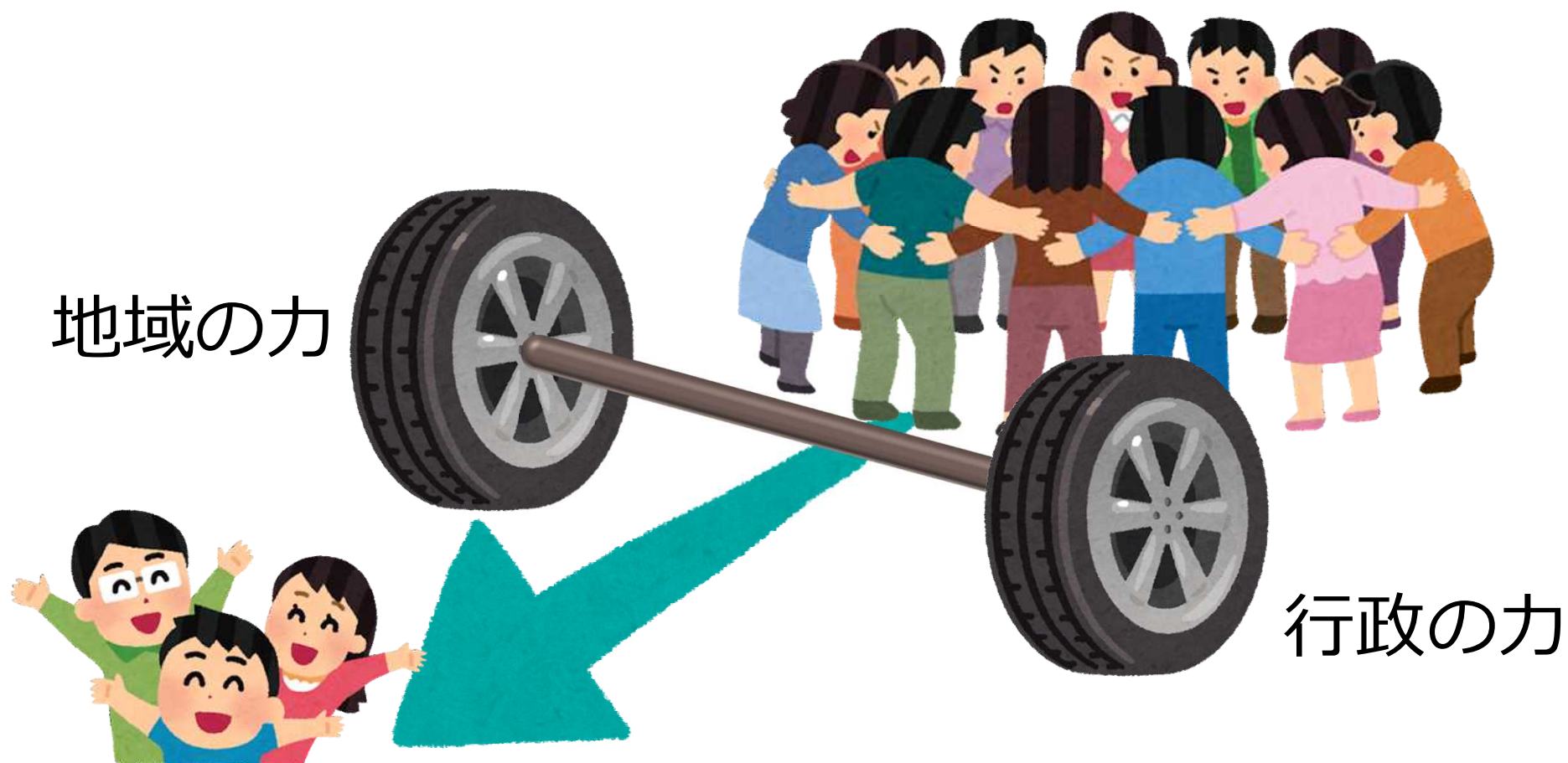
地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

4 ・ 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

協議会のプロセスと札幌市自立支援協議会

協議会のプロセス	プロセス毎のアクション	札幌市自立支援協議会の場合
① 協議会へ課題の報告	事例を基にした ・問題提起 ・困りごとの発信 等	13部会の何れかに報告
② 地域課題の抽出	報告された（または仮説などに基づいた）課題についての ・意見交換 ・地域課題の設定 等	報告された部会での検討
③ 地域課題の整理と分析	抽出された地域課題解決に向けた ・情報収集 ・ <u>取組提案</u> ・取組のための場の設定 ・協力者への依頼 ・取組の実行 等	<u>取組提案</u> を基に、地域課題解決に向けた取組みを、 ・報告された部会で担うのか ・市域の協議会に報告して協力を仰ぐのか
④ 地域課題の解決	取組結果（成果（物））に至る経過の確認	課題整理状況一覧 （市域協議会への報告課題）

自立支援協議会において 「地域の関係機関」と「行政」は車の両輪



「地域課題の解決」＝ 地域で暮らす障がい者の夢の実現へ

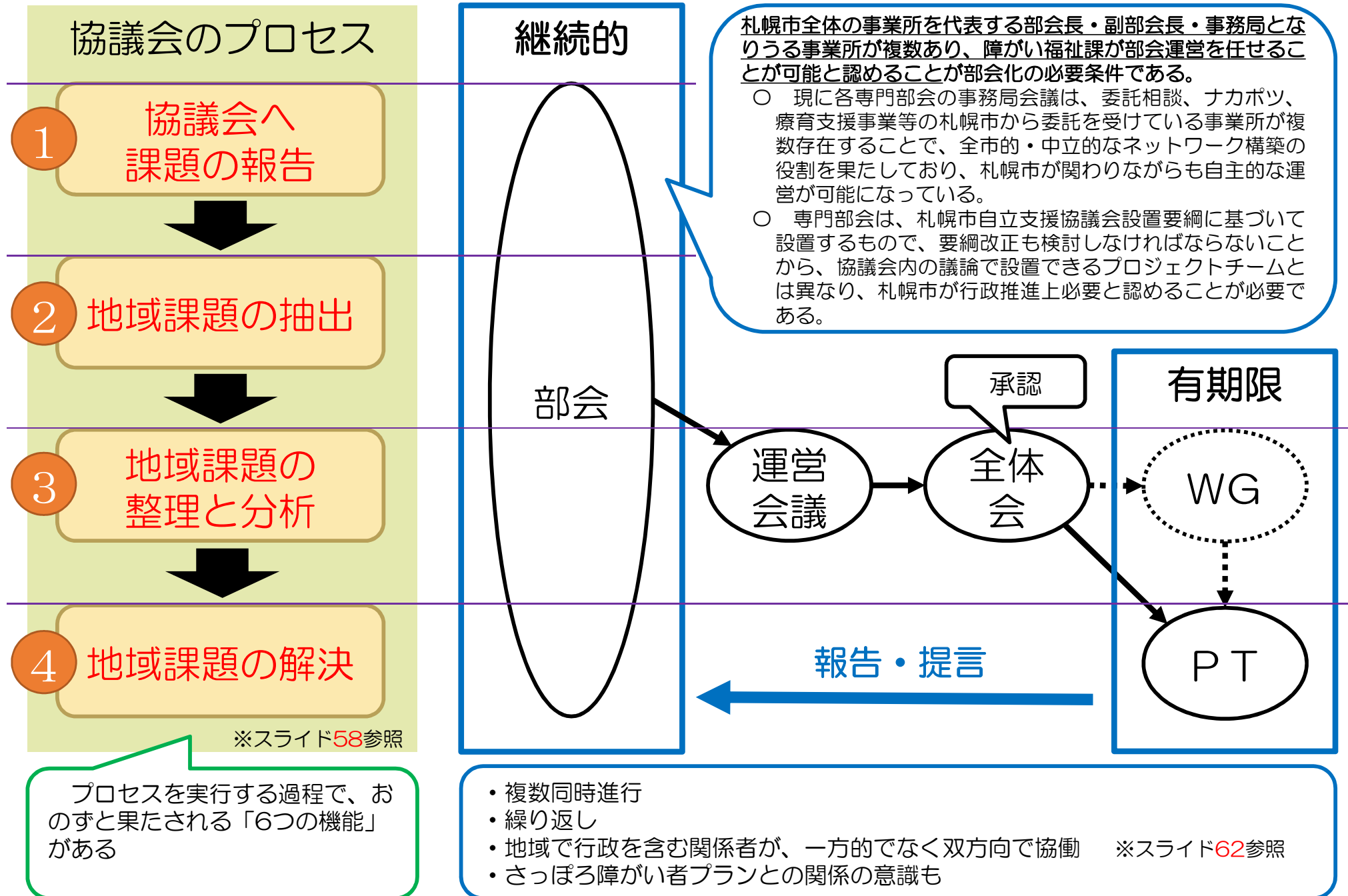
協議会の3つの約束+ α

- 尊重
 - 自分の事も相手の事も
- 対等
 - 1人の参加者として
- 守秘
 - 安心して話せるために
- 柔軟性と、創造（想像）性で勝負！！

「慣れ」も重要な要素です。

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理

(令和2年1月29日)





定例会（中央区地域部会）

共催やイベントで
協議会の周知にも

定例会の基本形の流れ（2時間）

4

前半：まなびば
（数十名の参加者）

- ・私の、とある一日
- ・障害者差別解消法
- ・障害者虐待防止法
- ・相談支援の現状と課題
- ・障がい・疾病の理解
- ・生活困窮者自立支援制度
- ・介護保険制度
- ・支援学校について
- ・さっぽろ障がい者プラン
- ・市営住宅について
- ・保護観察所
- ・住まい探し
- ・消費者金融・・・

- ・色々な人が集まる
- ・講師のその後の参加も

1

後半：しゃべりば
（6～7名のグループ）

- ・こんなとき、他の事業所はどうしているの？
- ・こういうことって、他の人はどう考えるんだろう？
- ・諦めやバーンアウト予防
- ・お土産を持ち帰れる

・セミオートマチック（半自動）課題整理システム

- ・地域課題への気づき
- ・共有の為に事務局メンバーが各Gの記録係

1

お仕事体験
の場を探し
ています！

1

性のトラブル
ってあり
ませんか？

1

元気さーち
の使い勝手
がもっと良
くなったら
いいな。

?

▲★●■！

2 3

解決へ

4

2 3

中央区で

4

ここを
整理する
と・・・

2 3

市域に

4



当時の元気さーち更新キャンペーン

令和2年（2020年）1月30日

中央区内 障がい福祉サービス事業所 代表者 各位

中央区内 精神科医療機関 代表者 各位

札幌市自立支援協議会 中央区地域部会

『第89回中央区地域部会定例会（令和元年度第9回）』開催のお知らせ

日頃より自立支援協議会の活動にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

S

【障害福祉サービスの指定事業所の皆さまへ「元気さーち更新」のお願い】

障害福祉サービス事業所の皆さまは「元気さーち」への登録がありますが「空き情報」や「作業内容」等随時更新されているでしょうか？利用者さんから新しい情報を希望する声があがっております。

更新作業には少しだけお手間や時間はかかりますが、そんなに難しい作業ではありません。利用者さんが便利に使えるよう是非、更新のご協力をよろしくお願いします。

【更新方法が分からない場合】

更新マニュアル（札幌市ホームページ）

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-2_akihp.html

（※検索サイトで「空き情報ホームページの入力」と入力すると探せます。）

札幌市障がい福祉課 事業者指定担当 211-2938

今でも、 札幌市障がい福祉課からの 地域部会お知らせメールに



【元気さーち】 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/1-2_akihp.html

札幌市では市内所在の障害福祉サービス事業所等に関する空き情報をホームページに掲載することで、障がいのある方が事業所を選択する際に利便性の向上を図ることを目的としています。定期的な更新にご協力ください！

札幌市自立支援協議会 好事例集

令和 5 年 3 月

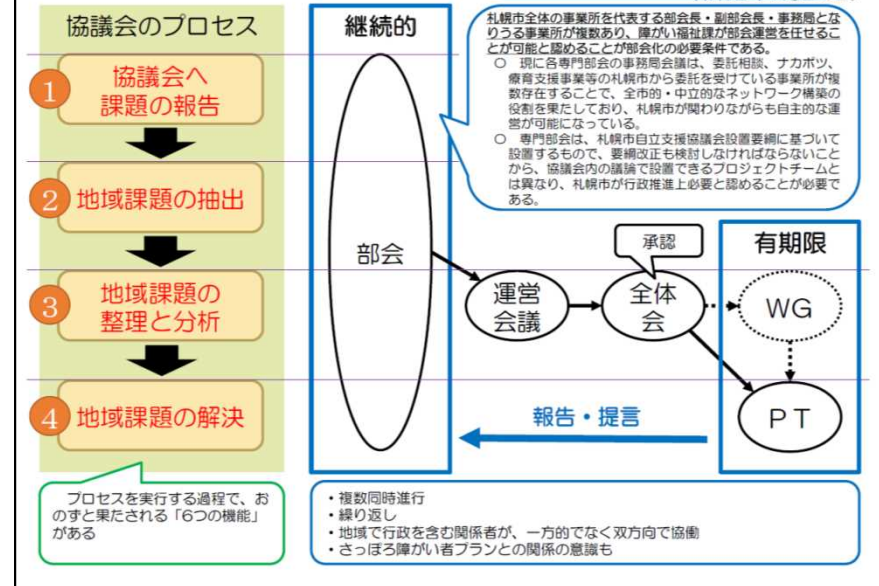
編集・発行 札幌市自立支援協議会

SAPPORO

13 の部会を含む札幌市自立支援協議会の運営に、この好事例集を活かしていただくために

資料 I

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理 (令和 2 年 1 月 29 日)



札幌市自立支援協議会では資料 I にもあるとおり、＜協議会のプロセス＞を①～④と整理しています。この好事例集の項目は、その＜協議会のプロセス＞に沿って記載しています。

五つの好事例のうち、“介助アシスタント”と“事業所バリアフリーアンケート”、“性的虐待初期対応”の三つは、＜協議会のプロセス＞の③以降を、市域協議会運営会議に報告・提案し、地域課題の解決（④）に向けた取り組みを、部会と市域協議会が共に行っています。また、“はじめての一人暮らしガイドブック”と“防災マップ”の二つは、＜協議会のプロセス＞の①から④までの全てを部会でを行っています。

＜協議会のプロセス＞の①～④で行われるプロセス毎のアクションは、次の資料Ⅱのとおりです。地域課題の整理と分析（③）で検討して設定される取組提案を、課題が報告された部会のみで行うことが難しい場合には、市域協議会運営会議に、地域課題の報告と取組の提案をすることができます。

この好事例集を、13 の部会を含む札幌市自立支援協議会の運営に活かしていただき、協議会の活性化に繋げていけるよう、ご協力をお願いいたします。

<http://one-all.net/wp-content/uploads/2023/04/202303sapporo-kyougikai-koujirei.pdf>

(ワン・オール ホームページ)

成果：介助アシスタント（No.11）

協議会のプロセス

1 協議会へ課題の報告

・車椅子を利用している。学校では保護者が付添っていたが、学校内の移動などを支援してくれるボランティアを探している。学校でも探してくれたが見つからない。
(音楽の時間等に他の階の教室へ移動したいが、校内は階段のみでエレベーターが無い)

2 地域課題の抽出

・家族の協力だけに頼らないで、障がいのある児童生徒が学校生活を送るための環境整備。

3 地域課題の整理と分析

・教育と福祉の連携に係る課題検討会を開催し、学校内での移動を支援するため、教育委員会への「学びのサポーター」の活用拡大の提案について検討した。
・当初、当プロジェクトとしては、通学支援と学内支援という大きな枠組みで課題整理を行いました。いずれも福祉というよりは、教育の課題(責任第一)だという認識もありましたが、そこに通う児童がいかに安心して学校生活を送れるか、そのために何か工夫できることはないだろうか?とアイディアを出し合いました。

4 地域課題の解決に向けた取組や成果

・教育委員会を含む課題検討会で、有償ボランティアである学びのサポーターに関して平成27年度より、身体介助を専門に行う介助アシスタントを新設。

現在は。。

・介助アシスタント及び学びのサポーターは、特別な教育的支援の必要な子どもの学校生活上必要となる支援を行っており、活用を希望する場合には、学校が教育委員会に申請し、教育委員会が活用校を決定しています。令和3年度の活動実績は介助アシスタントの活用校が51校、学びのサポーターの活用校が288校でした。

【介助アシスタント】通常の学級や特別支援学級に在籍する、肢体不自由がある児童・生徒を対象に、教室移動やトイレ、食事等の支援を行います。

【学びのサポーター】通常の学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒を対象に、学習活動等における支援を行います。

感想

・メンバーは北海道、札幌市の所管を問わず、学校の種別問わず、教育委員会の事務方に、福祉の現場も入り、毎回、わいわいがやがや議論しました。とある先生が「このメンバーが揃って議論しているのが奇跡だ」と言ってくれたのが忘れられません。その時の課題と、そこに対する強い想い、取り組むメンバーが揃ったことで、課題整理が進んだ事例でした。

成果：事業所バリアフリーアンケート（No.58）

協議会のプロセス

1 協議会へ課題の報告

・麻痺のある方や車椅子を利用している方が、日中活動を希望してもバリアフリー対応の事業所が少ない。他者との交流の意味でも日中活動の利用は有効と思われる。

2 地域課題の抽出

・多目的トイレの数が限られているので、トイレが混み合う。
・バリアフリー物件は、障がい者支援の事業所で貸してもらえないこともある。
・特に就労支援事業所では、肢体不自由者の受け入れが難しい。
⇒バリアフリーの事業所が少ない。

3 地域課題の整理と分析

・事業所のバリアフリーや介助、送迎等についてのアンケート調査を、就労継続支援事業（A型・B型）と就労移行支援事業、地域活動支援センターを対象に実施するために、就労支援推進部会の事業提案チームで検討し、アンケート調査用紙作成。

4 地域課題の解決に向けた取組や成果

・就労支援推進部会が、実施したアンケート調査結果を札幌市のホームページで公表。
<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/tikiiritusen/syurou2.html>

現在は。。

その後、このアンケートに関して部会で話題として協議していないので、今後、協議をして、再度同じアンケートを行い、対応できる事業所に变化があるかどうかを明確にしたい。

感想

バリアフリーのアンケートをしたことで、対応できる事業所がどのくらいあるのかが、明確となり、さらに、ホームページに掲載することで、多くの方たちに情報を提供することができた。

成果：性的虐待初期対応（No.74）

協議会のプロセス

1 協議会へ課題の報告

- ・夜間、休日における障がい者虐待の連絡がスムーズになされなかった

2 地域課題の抽出

- ・障がい者への虐待があった場合に備え、速やかに一時保護できる施設を確保
- ・虐待を受けた障がい者への精神的フォローがない
- ・虐待を受けた障がい者に支援者がいない場合の対策を検討

3 地域課題の整理と分析

- ・2015年11月以降まちの課題整理プロジェクトチーム（現在はこのプロジェクトチームの機能を運営会議に戻している）にて継続的に検討。
- ・2016年4月に、性暴力被害者支援センター北海道（さくらこ）を訪問し、意見交換（協議会会長と副会長兼課題提出区部会長、事務局）。教育分野での研修実績があり、障害者支援領域でも、まずは支援者向けの勉強会開催についてさくらこから提案がある。

4 地域課題の解決に向けた取組や成果

- ・2016年12月に、さくらこの方を講師とし、委託相談支援事業所の虐待対応員と区役所職員等を対象とした研修開催（翌年度も同趣旨同内容で開催）。

現在は。。。

- ・緊急一時保護のための事業所と行政の契約
- ・札幌市障がい者虐待防止ネットワークを2016年3月設置
- ・就労支援推進部会定例会で障がい者虐待に関する講義を実施
- ・札幌市主催で障がい者虐待防止研修及び障がい者虐待防止啓発講座を実施
- ・札幌市の出前講座で「障がいのある人への虐待防止」を実施

感想

- ・この課題については初期対応が遅れたのと、課題抽出にある課題が挙げられた。
- ・課題解決に向けて「性暴力被害者支援センター北海道さくらこ」の存在が知れて、また講師に迎え研修開催ができたことがよかったと思います。

札幌第 3771 号

平成 28 年（2016 年）11 月 16 日

各障がい者相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課 企画調整担当課長

性的虐待を受けた障がい者への初期対応研修の開催について

平素より、本市障がい者福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。
このたび、性暴力被害者支援センター北海道さんのご協力により、標記の「性的虐待を受けた障がい者への初期対応研修」を、下記のとおり開催することといたしましたので、受講にご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時

平成 28 年 12 月 14 日（水） 15：30～17：00

2 場 所

札幌市役所本庁舎 6 階北側 1 号会議室

3 対象職員

札幌市障がい者相談支援事業実施要綱第 6 条第 2 項に規定する「虐待対応員」。
会場の都合により、受講については、各事業所 1 名とさせていただきます。なお、次年度以降も適宜開催予定。

4 研修内容（予定）

仮題）性的被害を受けた方への初期対応と性的虐待の防止について
講師 性暴力被害者支援センター北海道（NPO 法人ゆいネット北海道）
小野寺 るみ子 センター長

5 受講申込書

平成 28 年 12 月 2 日（金）まで、別紙「受講申込書」をメールにより送付願います。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市保健福祉局障がい福祉課 担当：小坂
TEL: 211-2936 Fax: 218-5181
E-mail: syurou-soudan@city.sapporo.jp

個別支援主査や
精神保健福祉
相談員も対象

成果：はじめての一人暮らしガイドブック (中央区地域部会)

協議会のプロセス

1 協議会へ課題の報告

・一人暮らしを始めようとする方の不安
※中央区地域部会が定期的に（当時は年間9回）開催している定例会で、“しゃべりば”というグループワークを実施し、参加者が困りごとや課題を持ち込んで話すことができる。

2 地域課題の抽出

・住まいに関する課題
※“しゃべりば”の中で解決しきれなかった困りごとや課題は、中央区地域部会の事務局会議で共有され、その後の取り扱いが協議される。この時は住まいに関連する他の課題も同時期に報告されていたため、〈住まいに関する課題〉という大枠の地域課題設定となった。

3 地域課題の整理と分析

・中央区地域部会内に編集委員会という一時的な組織を設置し、宅建協会の協力のもと、賃貸住宅入居について、入居希望者への分かりやすい情報提供
※当初は、貸す側の家主等に障がいについての理解を求めることを想定し、宅建協会（公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会）の支部に、課題解決に向けた取組みを相談したところ、借りる側にも困り感があり、借りる側への対応も必要があることを共有する。

4 地域課題の解決に向けた取組や成果

・『はじめての一人暮らしガイドブック』改訂版作成と配布や周知
※宅建協会から既に発行されていた『はじめての一人暮らしガイドブック』を、できるだけ簡単な言葉に置き換えたり、視覚的な分かりやすさを重視して再編集した。

現在は。。

- ・平成29年に印刷と発行を行った後、令和2年にも増刷して相談機関等に配架しました。
- ・ホームページにもデータを掲載し閲覧が可能です。
札幌市ホームページ ⇒ <https://www.city.sapporo.jp/somu/benri/>
ワン・オールホームページ ⇒ <http://one-all.net/conference/house-project/>
- ・『札幌市民便利帳』でも、このガイドブックの周知がされています。

感想

- ・『はじめての一人暮らしガイドブック』の改訂だけでなく、住まいに関わる団体との意見交換会（h30.2.16）にもご参加いただき、宅建協会の方に沢山のご協力をいただき助かりました。
- ・当時、同時期に報告された、不動産屋で障がいをオープンにすると賃貸住宅の契約がしづらくなるという課題については、不動産屋や管理会社、大家等との意見交換会開催も開催できて良かったです。

\ はじめての / ひとりぐ 一人暮らし ガイドブック

ちんたいしゃくけいやく きそちしき せいかつ
賃貸借契約の基礎知識と生活のルールとマナー



① 協議会へ課題の報告

- ※2018年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の被害を受け、これからの備えの振り返りと地域情報の共有やネットワークについて深め、地域資源を知り、災害対応に繋げるため、清田区地域部会で全体会の開催（2019.1.23）がされた際の意見の一部。

② 地域課題の抽出

- ・災害へ向けての備えや地域の情報の共有、事業所間のネットワークの構築並びに整備
※事務局会議（現在の運営委員会）で、胆振東部地震の際に必要な、ガソリンスタンドや公衆電話などの所在地確認及び、区内サービス提供事業所同士の資源（リフト付き車両や発電機等）の融通を想定した地域の把握について話し合いがされた。

③ 地域課題の整理と分析

- ・災害への対応を事業者よりアンケートを集め防災に対するノウハウを整理
 - ・災害へ向けての備えや地域資源の情報共有並びに整備
- ※清田区地域部会等で再度研修会を開催（2019.9.18）。研修の事前に、清田区地域部会の構成員に広く呼びかけを行い、各サービス提供事業所等の周辺にある社会資源の地図への落とし込みを依頼した。研修当日は、参加者が3つの地域に分かれて、胆振東部地震発生当時の意見交換と、大きな模造紙サイズの地図を囲んで、様々な資源の場所にシールを貼るワークを行った。

4 地域課題の解決に向けた取組や成果

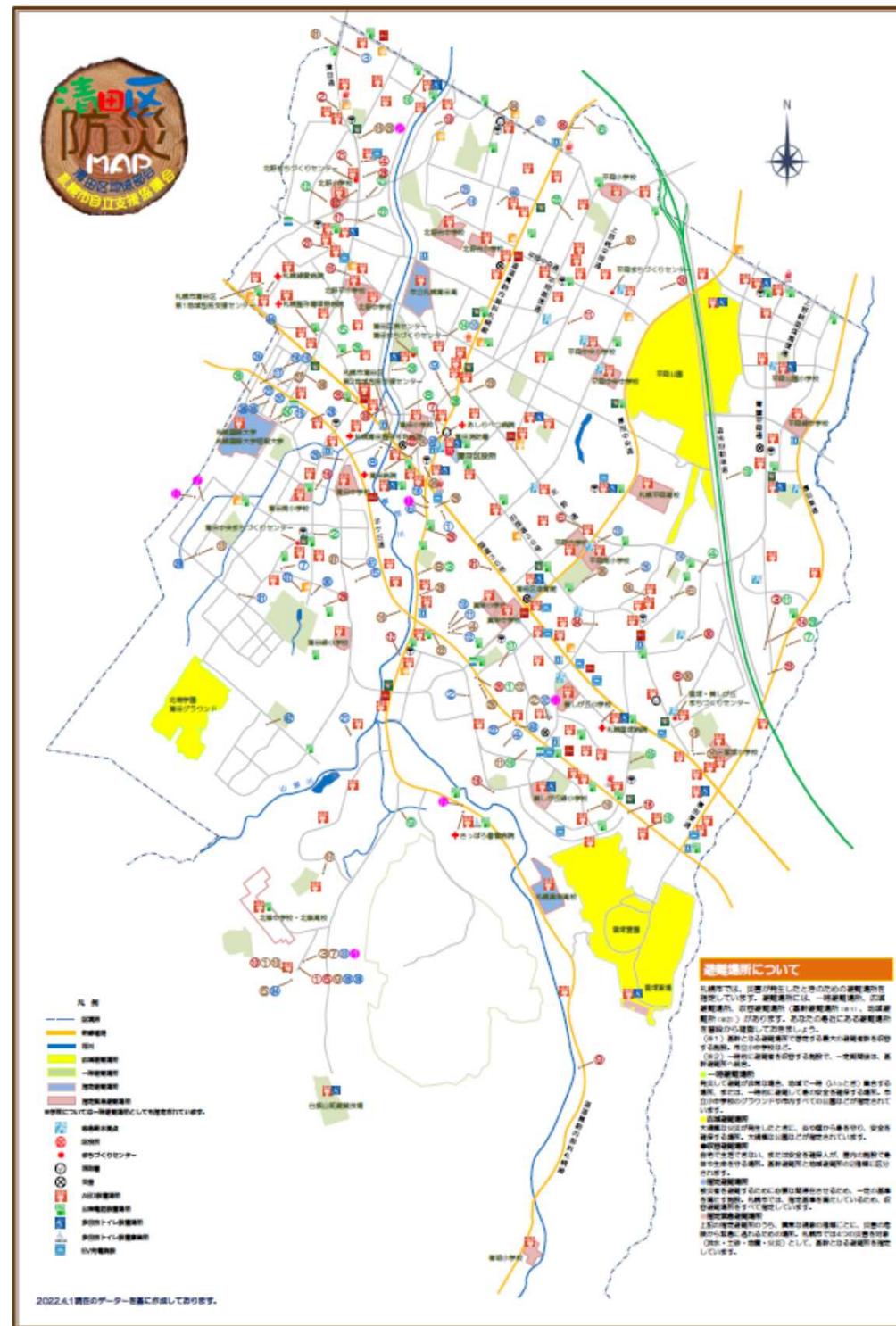
- ・防災マップを作製。
- ※福祉事業所、病院、相談支援事業所、コンビニ、ガソリンスタンド、AED、公衆電話、多目的トイレ、避難場所、応急給水拠点等をマップ上に落とし防災マップ上に記載している。
- ・災害への対応を事業者よりアンケートを集め防災状況をまとめた。

現在は。

- ⇒ <http://one-all.net/conference/area-kiyota/>

感想

- ・改めて清田区のこと分かった。
- ・知らなかったことが共有できた。
- ・地図について、使用料がかからないフリーの地図素材が無く苦労した。



防災マップの取組（清田区地域部会）

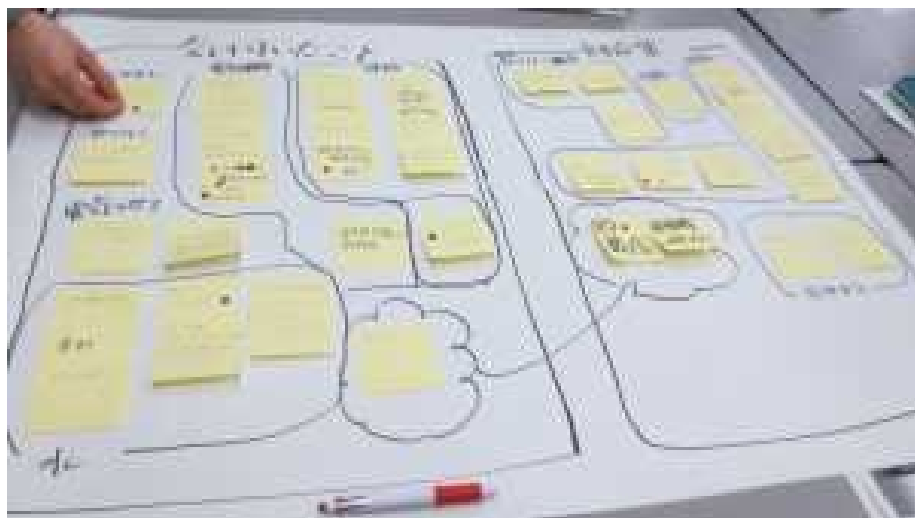
清田区地域部会全体会

（2019年1月23日）の様子



清田区地域部会等研修会

（2019年9月18日）の様子



市町村協議会の主な機能

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」（令和 6 年 3 月 29 日 障発 0329 第 26 号、こ支障 第 89 号）

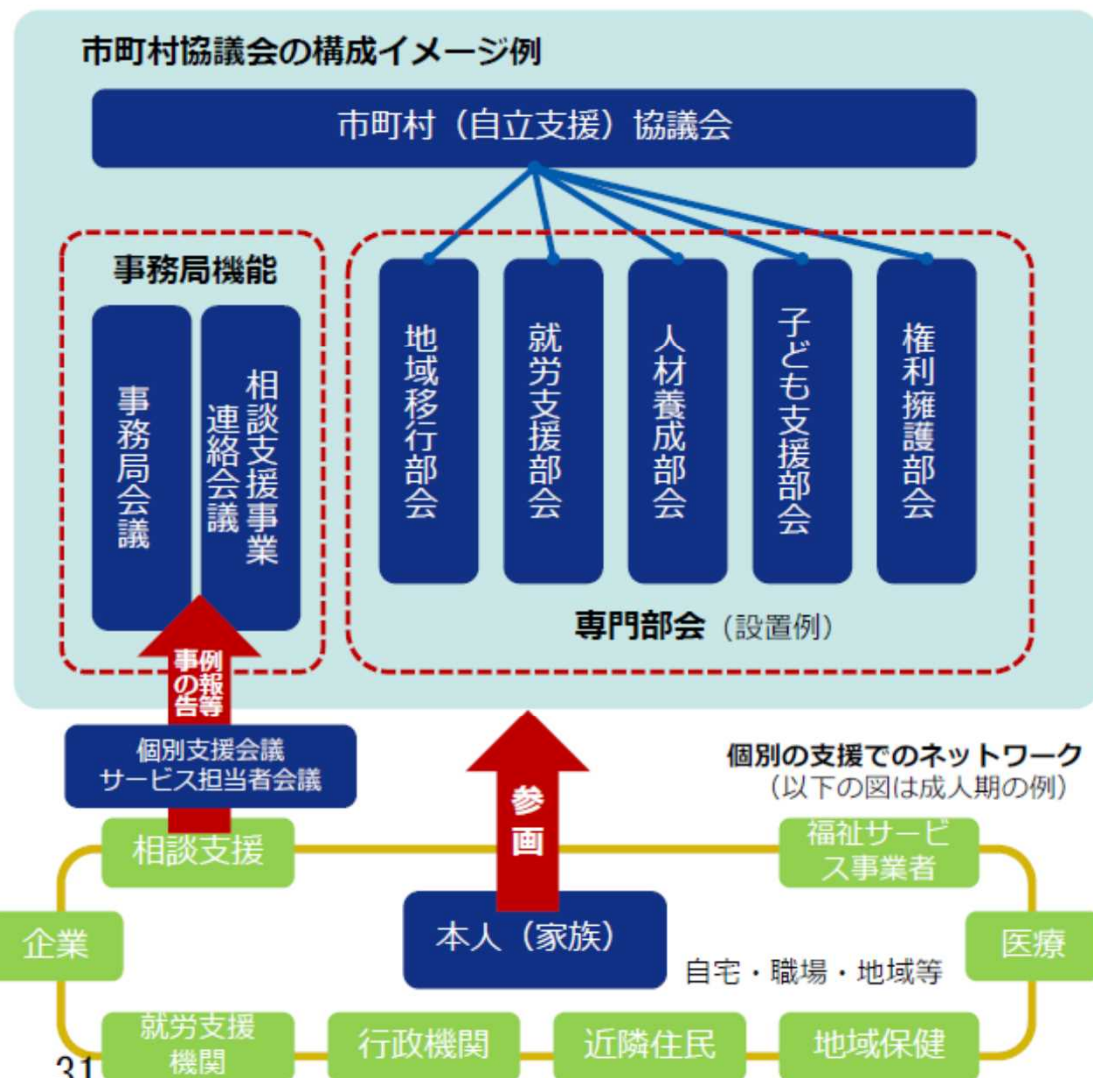
- ・ 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等

（自立支援）協議会に、地域のさまざまな関係機関等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには地域の実態把握が不可欠。

多様な地域の社会資源に関する情報収集、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要から、基幹相談支援センターが自治体と共に（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は大きい。





- 障がい者計画（通称／者計画）
 - － 根拠法：障害者基本法
 - － 障がいのある人の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるもの
- 障がい福祉計画（通称／者無し計画）
- 障がい児福祉計画
 - － 根拠法：障害者総合支援法・児童福祉法
 - － 障害福祉サービスや障害児通所支援サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるもの

『さっぽろ障がい者プラン2024』の策定体制

札幌市障がい者施策推進審議会

「障害者基本法」の規定に基づき、「札幌市障がい者施策推進審議会条例」で定めて設置する札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関



多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため
他の附属機関等の会議や障がい当事者団体の方も参加する「計画検討部会」を設置

計画検討部会

改定方針、取組、成果目標
サービス見込み量等を審議

委員数…13名

札幌市自立支援協議会

地域の障がい福祉に関する
システムづくりについて中核的な
役割を果たす協議を行う。

札幌市精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障がい者の
福祉に関する事項について
調査・審議を行う。

障がい児者実態等調査

パブリックコメント

障がい当事者を含む市民の意見を取り入れることを目的として
アンケート調査や障がい当事者団体等のヒアリングによる実態調査のほか
パブリックコメントを実施

計画検討部会には、協議会会長と三専門部会長が委員として出席。計画検討部会の前には、協議会としてどのような意見を出すか、打合せを行います。
次期プラン改訂について、相談支援部会では令和7年度に“課題整理チーム”（部会長、副部会長、立候補、基幹）を設置して検討しました。

ありがとうございました。

